2003 5

安全センター情報

安全センター情報2003年5月号 通巻第297号
2003年4月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● 指曲がり症認定闘争の成果と展望

写真：炭鉱でのPOSITIVEトレーニング(パキスタン)

職域の安全と健康―その全分野にわたる課題と対策に関する国際マニュアル

ILO
産業安全保健
エンサイクロペディア

■日本語版／財団法人 労働科学研究所■

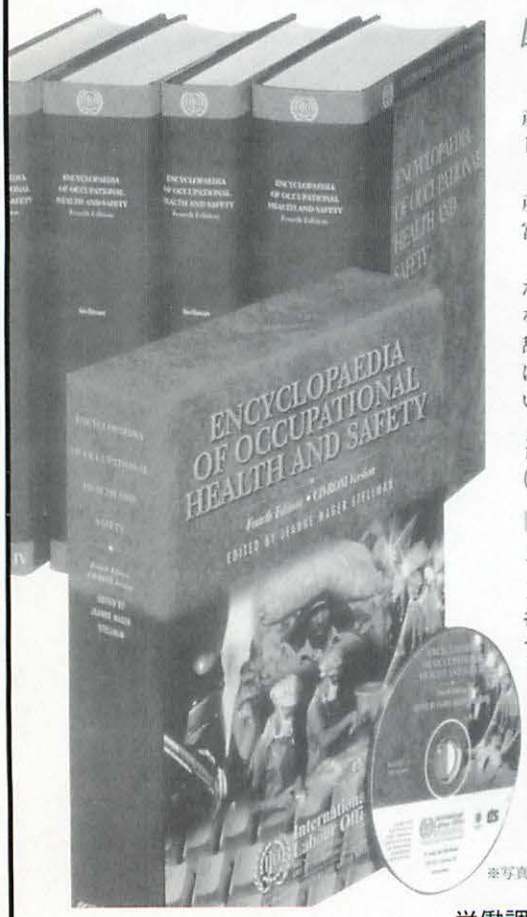

※写真は原書のものです。

国際専門家による課題別責任編集！

ＩＬＯ(国際労働機関)が、世界保健機関(ＷＨＯ)や国際産業保健学会(ＩＣＯＨ)の全面協力を得ながら、責任編集した最新のエンサイクロペディアです。

世界50カ国以上の専門家が参加し、新機軸の編集による、産業安全保健すべての領域の今日的かつ包括的な情報が豊富に盛り込まれています。

1930年の初版刊行以来、改訂を重ね、1983年に刊行された全２巻からなる第３版を全面改訂し、全４巻として新たな進化を遂げたこの第４版は、従来のアルファベット順の辞典スタイルから一歩踏み出し、関連する項目を課題ごとに集めて章だてをした、読みやすく、さらに使い勝手のよいものへとバージョンアップしております。

編集代表　小木　和孝
(財)労働科学研究所 監訳

■第Ⅰ巻 発売中！
Ａ4判／1,284頁 定価(本体70,000円＋税)
送料660円

Ａ4判／全４巻／総4,000頁(予定)
各巻定価(本体70,000円＋税)
セット価格(本体280,000円＋税)
〈全４巻＋ＣＤ-ＲＯＭ付き〉

第Ⅱ巻以降・セット
予約受付中！

〈購読特典〉
1. 全４巻をお買い求めいただくと、別巻「産業保健システム―国際動向と日本の現状・展望」をプレゼント！
2. 購読者全員に、ブックレット「ILO産業安全保健エンサイクロペディアの読み方・活かし方」をもれなく贈呈！
3. 学者、研究者の皆様には、３割引の「アカデミープライス」を設定！

労働調査会 出版局

労働調査会出版局
〒東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル　TEL(03)3918-5517 フリーファックス(0120)351-610

安全センター情報2003年5月号目次［全国労働安全衛生センター連絡会議　通巻第297号　2003年4月15日発行］

特集／指曲がり症認定闘争の成果と展望

公務上外・障害認定闘争が切り拓いた地平を制度改正に

過労性疾患の補償・予防に問題提起

関西労働者安全センター事務局次長　片岡明彦 …… 2

ほとんどの石綿製品代替可能報告書を受けて政令改正へ

石綿の代替化等検討委員会報告書 …… 14

連載21―塩沢美代子

語りつがねばならぬこと …… 30

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

EUの新たなアスベスト作業規制指令 …… 34

事前の情報に基づく合意（PIC）手続の対象 …… 40

豪・ヴィクトリア州のアスベスト規則が発効 …… 41

4月1日から労災保険率が引き下げ …… 43

介護補償給付の最高限度も引き下げ …… 47

各地の便り／世界から

パキスタン●トレーニングこそ組合の力の源 …… 49

愛媛●建設下請け労働者の出張先での過労死 …… 52

東京●翻訳業務で派遣社員が頸肩腕障害 …… 53

神奈川●中皮腫認定から曝露者対策確立へ …… 54

滋賀●銀行口座もてない外国人に「当地払い」 …… 55

ILO●4.28　労働安全衛生の国際記念日 …… 56

世界●SARs―労働組合の対応・情報源 …… 56

表紙写真／パキスタン・炭鉱でのPOSITIVEトレーニング（本文49頁に記事）

「指曲がり症」公災・障害認定闘争が切り拓いた地平

過労性疾患の補償・予防に問題提起

片岡明彦
関西労働者安全センター事務局次長

指曲がり症認定闘争の重要な局面

自治労が取り組みはじめた、給食調理員の変形性手指関節症（通称・指曲がり症）公務災害認定闘争は、重要な局面を迎えていると思う。

要素は3つあり、第1に、公務上外を争った裁判闘争で3つの裁判が勝訴確定したことである。とりわけ重要なのは、堺市の3名の給食調理員を原告とする裁判での大阪高裁判決（今年2月27日）で、被告・地公災基金側の控訴が棄却され、地公災基金が上告しなかったことである（この堺市裁判は、自治労ではなく自治労連傘下の堺市職が取り組んでいた）。これで、地公災基金が内部的に採用してきた「認定基準」は、司法上は無効となった。

第2は、審査会段階で公務外認定が取り消されるケースが出てきたことことである。指曲がり症については、すべて「地公災基金本部協議」事案とされ、公務上外を一括して本部が決定しているのが実態で、本部事務局と本部嘱託医師群（氏名不詳）によって、公務上外が判断されている。厚生労働省管轄の労災保険ではあまり考えられないことである。こうして公務外認定を受けた事案が、行政認定手続の第二審にあたる支部審査会で、判断が覆されるケースが出てきた。川崎市支部審査会、奈良県支部審査会による逆転裁決である。いずれも、原処分段階では「指曲がり症ではない」として病気の存在を否定されて、「門前払い」された事案である。基本診断の部分で誤りを指摘されたわけで、「本部協議」の意義の根幹を揺るがす内容と言わざるを得ない。

第3は、障害補償に関して、障害8級の認定者が出現したことである。川崎市職調理員の不服審査請求に対する審査会裁決によるものだが、これによって、地公災基金の指曲がり症障害認定に関する、非常に狭く、不当な障害認定基準を突き崩す突破口ができた。また、第2の点とあわせ、地公災基金本部事務局と嘱託医師群が形成してきた「指曲がり症に関わる医学的見解」が、全体としてもはや通用しなくなってきていることを示す現象と理解できる。

地公災基金本部が作り上げてきた指曲がり症認定制度（公務上外認定基準、障害認定基準を柱

表１　指曲がり症公務災害認定に関する主な経過

1988年5月	岡山県美作町の給食調理員が指山がり症（変形性手指関節症）で地公災基金岡山県支部に公務災害認定申請（全国初）
1988年秋以降	自治労が全国一斉申請運動はじめる
1989年～1991年	地公災基金からの委託で「学校等給食施設における給食調理員の勤務実態に関する労働衛生学的調査」（中央労働災害防止協会）実施。（中災防報告）
1992年3月	中災防報告公表
1993年3月～	「一斉認定申請」に対する公務上外一括認定通知
1997年	安来市調理員１名が提訴（被告：地公災基金島根県支部長、松江地裁） 豊中市調理員２名が提訴（被告：地公災基金大阪府支部長、大阪地裁）
1998年11月	障害補償申請者26名に対して障害認定一斉通知（地公災基金）―９名（12級１名、14級８名）認定、17名等級外で非該当
1999年8月25日	堺市調理員3名が提訴（被告：地公災基金大阪府支部長、大阪地裁）※1997年11月27日公務外認定処分
2001年4月25日	豊中市裁判大阪地裁判決（平成９年（行ウ）第63号公務外認定処分取消請求事件　松本哲泓裁判長）、原告勝訴（確定）
2001年5月23日	堺市裁判大阪地裁判決（平成11年（行ウ）第61号公務外認定処分取消請求事件　松本哲泓裁判長）、原告勝訴（被告控訴）
2001年7月	川崎市調理員１名の公務外認定処分取消裁決（地公災基金川崎市支部審査会）、審査請求では初めての取消裁決
2001年12月	上記に加え川崎市調理員２名の公務外認定処分取消裁決
2002年	宝塚市調理員１名が提訴（被告：地公災基金兵庫県支部長）
2002年12月27日	橿原市調理員６名中５名の公務外認定処分取消裁決（地公災基金奈良県支部審査会）
2003年2月10日	安来市裁判松江地裁判決（平成９年（行ウ）第５号公務外認定処分取消請求事件　横山光雄裁判長）、原告勝訴（確定）
2003年2月19日	川崎市調理員２名の障害認定非該当処分取消裁決（「非該当」だったものが８級、14級に）
2003年2月27日	堺市裁判大阪高裁判決（平成13年（行コ）第55号公務外認定処分取消請求控訴事件　吉原耕平裁判長）、控訴棄却（確定）

とする）の科学的、合理的根拠はもはや瓦解したといえるのである。

このような成果を上げた指曲がり症認定闘争は、そのものとしても優れた運動であるといえるが、この運動は、より普遍的な意義をもつものとなってきた。作業関連性疾患の労災認定問題として、また、地公災基金の改善問題として、今後につながる成果を上げてきていると思う。

今なおあらためて指曲がり症認定申請に取り組む価値がある。これは同時に、一斉認定闘争開始から15年経った「今」の給食調理職場を見直すきっかけにもなる。新たな申請の動きが広まれば、動きのとれない地公災基金に新たな判断を強く迫ることとなり、指曲がり症問題だけではなく、ひいては地公災基金制度のウミを一気に切開できる可能性がある。自治労が提唱し推進したこの運動は、様々な人々の力で当初の予想を超える成果を勝ち取っており、さらなる可能性を秘めるに至ったといえるだろう。

また、闘争開始からこれまでの間には、密接に関連するかたちで新たな「学校給食事業における安全衛生管理要綱」（1994年４月　労働省）が出され、同じ原因と考えられる手根管症候群の多発が学会で指摘され、給食調理職場における様々な調査研究、改善活動が前進したなど、様々な出来事があったことも押さえておかなければならない。

認定闘争をはじめとするこれまでの運動や調査研究の成果を踏まえ、認定制度の大幅改善を地公災基金・当局に迫るとともに、認定闘争開始から15年、大きく変化した学校給食調理職場における安全衛生・作業関連疾患に関する調査、研究、改善プロジェクトが、自治労を中心として取り組まれるべき時期に来ているのではないだろうか。

現在までの認定数は114件

指曲がり症認定状況の詳細について、地公災基金が明らかにしていないために、正確な数字はつかめないのだが、「安来市裁判判決より前までの認定件数累計は110件」（地公災基金担当者談）とのことなので、これに勝訴確定した安来市原告1名、そのあとの堺市原告3名をあわせると114件ということになる。

まず、指曲がり症の公務上外、障害補償認定状況の経過を若干振り返ってみる。

(1) 一斉申請運動開始（1988年）から公務上外認定一斉通知（1993年）まで

自治労によると、この期間の認定結果は全体としては表2のとおりで、この第一次申請者173名のうち、公務上は73名、公務外は100名だった（認定率42%）。

なお都道府県別の数字は（数字が若干異同するが）、表3のような状況だったということである（『ブックレット 自治体労働と安全衛生① 新版 学校給食一調理員の安全と健康』102頁）。

(2) 一斉通知（1993年）以降、豊中市・堺市大阪地裁判決（2001年5月）まで

一斉通知以降、自治労本部は各当該単組と都道府県本部に取り組みを委ねた。一斉通知で公務外とされた100名のうち、地公災基金各支部審査会に対して、公務外認定処分取消を求め審査請求したのは40名程度だったとされ、その結果はすべて棄却だった。そして、地公災基金本部審査会に再審査請求したのは、さらに少ない人数だったが、これらもすべて棄却された。1997年、再審査請求で棄却された安来市1名、豊中市2名が提訴した。

1999年には自治労連堺市職に所属する堺市3名が提訴した。堺市3名は1996年に認定申請し、1997年に公務外認定を受け、再審査請求中に提訴したものだった。

この時期以降、自治労本部が先頭に立つ体制が解除されたこともあって新規の申請の規模は縮小したものの、裁判、審査請求とともにそれなりの件数が取り組まれた。

自治労奈良県本部に属する橿原市職では、一斉申請時の4名に加えて、12名が認定された（公務外は3名）。

・1996年9月20日に5名申請、1997年3月7日に

表2　一斉認定の結果（全体）（～1993年）

	自治労	自治労以外
請求件数	165	8
うち公務上	71	2
うち公務外	94	6

表3　指曲がり症の公務外認定状況

（1993年11月現在、自治体安全衛生研究8号を一部改変）

	自治労関係			その他		
	請求数	公務上認定	公務外認定	請求数	公務上認定	公務外認定
北海道	35	22	13	1	0	1
新　潟	1	0	1			
群　馬	2	1	1			
栃　木	3	0	3			
茨　城	1	1	0	1	0	1
東　京	12	1	11			
神奈川	5	3	2			
長　野	2	0	2			
富　山	6	2	4			
三　重	2	1	1			
滋　賀	3	0	3			
京　都	1	0	1			
奈　良	6	4	2	2	0	2
和歌山				1	1	0
大　阪	34	20	14			
兵　庫	20	10	10			
岡　山	7	2	5			
広　島	2	1	1	1	0	1
鳥　取	4	0	4			
島　根	2	0	2			
徳　島	1	0	1	2	1	1
福　岡	1	1	0			
佐　賀	4	0	4			
長　崎	3	1	2			
熊　本	6	0	6			
鹿児島	1	1	0			
合　計	164	71	93	8	2	6

5名全員公務上認定。
・1998年2月2日に10名申請、1999年11月12日に2名公務上、8名公務外。
・公務外8名のうち6名が審査請求し、2002年12月25日に5名公務上、1名棄却裁決（表1）。

自治労兵庫県本部では、1997年3月に約40名の一斉申請を行い、1998年2月時点でにそのうち約3分の1について処分が決定し、うち9名が公務上となっていた。そして、これも含めて2001年5月時点までに、
・神戸市―申請25名に対して、公務上13名、公務外4名、未定8名
・尼崎市―申請13名に対して、公務上4名、公務外9名
・明石市―申請2名に対して、公務外2名
・宝塚市―申請2名に対して、公務外2名
との結果となり、申請42名に対して公務上17名、公務外17名だったとされる。公務外とされた事案のうち、尼崎市で審査請求、宝塚市で審査、再審査請求、そして裁判（表1）が取り組まれてきている。

自治労川崎市職労では、6名が申請し、6名が認定されている。
・1997年3月に6名が申請、1999年12月に3名公務上、3名公務外。
・この公務外3名が、2000年2月審査請求し、2001年7月に1名、2001年12月に2名が公務上と裁決された（表1）。
・一斉申請時の3名の認定者について障害認定申請が行われ、2001年3月にすべて「非該当」とされたが、そのうち2名が審査請求し、2003年2月19日取消裁決（8級、14級）。（表1）

自治労千葉市職労では、1997年11月に1名が認定されている。

以上、一斉申請よりあとの奈良県橿原市、兵庫県、川崎市、千葉市の公務上認定件数を合計すると合計36名。

前述のように、地公災基金は安来市、堺市の4名を除いて、これまでの公務上認定件数は110名としており、一斉申請・一括通知時の公務上認定件数73名を差し引くと37名となり、上記36名の他にあと1名が公務上認定を受けていると考えられる。

「障害補償決定上の考え方」

この期間は、指曲がり症についての障害認定も行われているが、これが問題であった。

1993年の一括通知以後、認定者の退職に伴い障害認定申請が順次行われたが、これに対して、地公災基金本部は、通常の障害認定基準を適用せず、独自に内部基準を策定、申請者を長期間待たせたあげく、1998年11月に非常にひどい内容を決定し、通知した（表1）。以降の障害申請に対しても、すべてこの基準を適用しており、川崎市の事案も同様である。その「独自の内部基準」とは、次のものである。

× × ×

指曲がり症に係る障害補償決定上の考え方

指曲がり症が公務上の災害として取り扱われる場合であっても、その増悪に関して公務との相当因果関係が認められるものであり、当該疾病自体はあくまで私病であることから、当該疾病によって障害が残存したとしても、当該残存障害が早晩生じるものである以上、当該残存障害と公務との間には、相当因果関係は原則として認められない。

しかしながら、通常認められる程度を超える障害が残存すると医学的に認められる場合については、公務の一定の関与があったものと推認することが相当であることから、公務との相当因果関係が認められる余地があると判断し、以下の場合については、障害補償を行うこととする。

(1) 疼痛について

圧痛、叩打痛、運動時痛が残存しても「常時疼痛を残すもの」とは認められない。

しかしながら、以下の場合には、疼痛として障害補償を行うこととする。

① 両手指にローレンス分類の症度3度及び4度の指節間関節が広範に存在すること。

② 治ゆ時に同部位のいずれかに運動時痛が発生していること。

③ 治ゆ時において同部位のIP、PIP関節又はMP関節のいずれかの運動可動域が正常運動

可動域の50%以上制限されていること。
のいずれをも満たす場合、障害等級第14級（準用）と決定する。

なお、「広範」とは、両手指のDIP関節の他にIP、PIP関節又はMP関節を必ず含んで8関節以上とする。

(2) 機能障害について

① ローレンス分類の症度3度及び4度のDIP関節が強直又はこれに近い状態にあるものは、「手指の末関節を屈伸することができなくなったもの」を適用する。

② ローレンス分類の症度3度及び4度のIP、PIP関節又はMP関節の可動域が正常運動可動域の50%を超えて著しく制限されている場合は、「手指の用を廃したもの」とする。

なお、著しく制限されている場合とは、治ゆ時、鑑別時において75%以上制限されている場合とする。（不可逆性を評価）

③ ローレンス分類の症度3度及び4度のIP、PIP関節又はMP関節の可動域が治ゆ時において正常運動可動域の50%程度を上回る制限があり、鑑別診断時においても正常運動可動域の50%程度を上回る制限がある場合は重症例であるので、運動痛がなくても疼痛と評価して障害等級を決定する。

(3) 欠損障害について

欠損障害については、補償法別表において、「手指を失ったもの」、「指骨の一部を失ったもの」とされており、失ったものとは、切断したもの、離断したものをいい、一部を失ったものとは、指骨の一部を失っていることがエックス線写真において明らかであるもの又は遊離骨片が認められるものをいうことから、指曲り症の障害は、欠損障害に該当しない。

× × ×

この文書は、①指曲がり症は本来私病であって増悪だけが公務上疾病であり、残存障害は原則公務上としては認めないとする考え方②通常の手指の障害認定基準とは異なる技術的判定基準の採用、という2つの特徴をもつ。しかし、このようにあまりに問題なものは、逆に、「とても脆い」という性格をあわせ持つものである。

基礎疾患としての高血圧症をもった方が、過労によって脳出血を起こし、業務上認定されたとしよう。半身不随の障害が残存した場合に、その後遺障害を、業務上部分とそうでない部分に分けて、前者だけを障害認定の対象としようとするのは不可能なのである。慢性有機水銀中毒である水俣病で問題になったように、症状としての末梢神経障害を、有機水銀中毒による末梢神経障害とそうでない末梢神経障害に判別することも不可能なのである。このようなことを指曲がり症について地公災基金はやろうとしている。

ほとんどの疾病は多要因である。ある要因をもつ集団とその要因を持たない対照集団との間でその疾病に関する発症頻度に差があることに着目し、罹患率比、オッズ比などで相対危険度を算出して原因を定量的・定性的に評価し、その分析に基づいてその要因を制御することで、問題となっている疾病の発生を低減させることができる。ある要因が作業（職業）に関連する要因であるとき、その疾病は作業関連疾患ということができる。

「職業性疾病」という言葉を使おうと中身は同じことである。そうした考え方で職場の労働者に発生している健康障害を見直すことは、予防面で大きなプラスになる。作業関連疾患の概念が、予防にとって有用な概念であるとはそういうことである。指曲がり症は、手指をよく使う職業に従事する人の作業関連疾患である。調理員はその典型例であるに過ぎない。そして、こうした因果関係の考え方は、補償に際しての認定面にも適用できることは当然である。

「本来私病」という見解自体が、地公災基金当局の妄想というほかないし、「増悪だけが公務上」など本来あり得ない。そうしたことを理由に、通常の障害認定基準よりも基準を厳しくして、等級を値切ることなど許されないし、できることでもないのである。

医学的根拠を持たず、しかも従来の労災補償制度における障害認定基準を無視した指曲がり症障害認定基準には、地公災基金本部と嘱託医師群の指曲がり症に対する基本的考え方と姿勢がよく表現されている。

1998年11月に、この障害認定基準によって地公

災基金が一括処理した以降、公務上外認定においても、同根と考えられる出来事が起こっている。

奈良県橿原市調理員については、それまで申請者全員が認定されていたものが、1998年2月2日申請分の10名については、問題の一括障害認定（1998年11月）よりあとの1999年11月処分決定時には、実に8名が公務外とされてしまった。理由は、「変形性手指関節症とは考えられない」ということだった。2002年12月25日には、うち5名についてはその判断が覆ったが、未だ1名については、再度「変形性手指関節症ではない、年齢相応の退行性変化である」とされた。同じ「変形性手指関節症」という症状をみて、仕事のせいなのか、作業によるものかが判断できる」、「そもそも私病だ」といった基本認識に基づく「判断」がされていることがわかる。

尼崎市調理員で審査請求中の事案は、「甲状腺機能障害によるもの」として公務外とされたものである。川崎市調理員で障害等級について不服審査請求し、2003年2月19日の取消裁決によって「8級」と判断された事案は、「全身性の関節症の一部であってそもそも公務外。よって障害も非該当」と判断されていたものだった。

尼崎市、川崎市の事案については、要するに、1998年11月の一括障害認定頃から以降、科学的に間違った、しかも、医学的に低レベルの判断が本部サイドで行われ続けてきている、という実態がある。

橿原市、川崎市の取消裁決はあったが、橿原市で1件はまた棄却されていること、川崎市で8級に認定され直したものの、認定にあたっての考え方は、1998年11月の「考え方」が適用されていることをみるならば、たとえ審査会で修正されたとしても、その裁決は、地公災基金のメンツに配慮した政治的なものに止まっており、根本的には何も変わってはいないと認識すべきである。

前述したように、「考え方」は非常に脆弱であるにもかかわらず、基本的に温存されたままである。1998年11月の一括障害認定結果が不当なものにもかかわらず、審査請求はまったく取り組まれていないが、そのことが地公災基金を安心させ、あとの取り組みに尾を引いたことは明らかだろう。筆者は当事者でなかったので理由はわからないが、到底信じ難いことである。

次に述べるように、裁判闘争はほぼ完全勝利で、給食調理員の指曲がり症に関する公務上外判断のベースは司法上確立した。それは、「考え方」の基本認識とは相容れないものである。実際、法廷における地公災基金側の展開は、「考え方」そのものであり、その医学的中身は、きわめてレベルの低いものであった。

「公務上外認定基準」完全崩壊

裁判闘争の結果、地公災基金が内部的に採用してきた認定基準は完全崩壊した。どの判決も、その認定基準自体を「違法」とは認定していない、という意味では、「ほぼ」完全勝利である。しかし、地公災基金の上告がなかったため、堺市裁判大阪高裁判決が確定した現在、「誤診に基づく請求」といった場合でないかぎり、判例に基づけば指曲がり症の公務外認定取消訴訟は必ず原告が勝利すると断言できよう。

最近、堺市事案を地公災基金側で担当していた地公災基金大阪府支部を別件で訪ねた際、「大阪高裁判決が確定したが、これ以降の請求にはどう対処するのか」、と事務局の一人に尋ねたことがある。「今後の認定作業についての本部からの指示は今のところない。ただ、今後は堺市レベルの労働実績がある場合は、認定すると考えるのが自然だと思う」と言っていた。それはもちろん個人的見解に過ぎないが、まったく彼の言うとおりである。

地公災基金の認定基準はわかりやすいものである。ただ、時と場所で、その内容が少し変遷している。

表4は、一括通知時（1993年）に筆者が地公災基金大阪府支部から入手したメモの内容（これは1993年2月に自治労大阪府本部の要請に応じて、同支部が担当事案の公務外理由を説明したときに使用したもの）と、同支部が被告となった豊中市訴訟での被告準備書面の記載を対比したものである。

また、堺市訴訟、安来市訴訟における地公災基金の説明は、表5のとおりであった。

表4 豊中市裁判等での地公災基金説明の指曲がり症の公務上外に関する認定基準

公務外理由説明時の地公災基金大阪府支部のメモ（1993年2月）	被告準備書面（1998年6月17日付）
いわゆる「指曲がり症」の公務上認定の考え方 (前提) 1　医学的に明らかに手指の変形性手指関節症であると認められること。 (単独校) 2　単独校にあっては、採用から確定診断までの調理業務従事年数（以下「経験年数」という。）が10年を、各年度の1人1日当たり調理食数（以下「平均調理食数」という。）の合計（以下「総調理食数」という。）が2,000食をそれぞれ超え、かつ、総調理食数を経験年数で除して得た数値（以下「総平均調理食数」という。）が200を超えること。ただし、調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べて平均調理食数が少ない場合を除く。 3　前項にかかわらず、単独校について経験年数が10年を超え、総調理食数が2,000食を超える場合において、総平均調理食数が、200以下である者については、採用から確定診断までに次の要件のいずれかを満たすこと。 (1) 調理業務に従事した各年度において、平均調理食数が200を超える年度が相当数あること。ただし、調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べて平均調理食数が少ない場合を除く。 (2) 調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べ、平均調理食数が著しく多い年度が相当数あること。 (3) 作業施設・作業環境等について、著しい公務過重の状況が認められる年度が相当数あること。 (給食センター) 4　給食センターにあっては、経験年数が10年を超え、総調理食数が2,000食を超えるとともに、次の要件のいずれかを満たすこと。 (1) 調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べ、平均調理食数が著しく多い年度が相当数あること。 (2) 作業施設・作業環境等について、著しい公務過重の状況が認められる年度が相当数あること。	(1) 給食調理員としての経験年数が10年を超えていること。 (2) 給食調理業務に従事した施設について、同人の経験年数の各年ごとに、1給食日の給食調理員1人あたりの平均給食調理食数を算出し、これを全経験年数分合計して得られた数値（総調理食数）が2,000食を超えていること。 (3) 当該職員が給食調理業務に従事した施設における平均調理食数が、全国における同程度の規模の施設における平均調理食数を超える年度数が当該職員の半数以上に及んでいるか、それに準じる著しい公務過重の状況であるといえる特段の事情があると客観的に認められること。 (4) 当該職員が所属した各学校給食調理施設において、当該施設における給食調理員の平均を下回らない程度の業務量・業務時間数、給食調理業務に従事していたと認められること。

表5 堺市、安来市裁判での地公災基金説明の指曲がり症の公務上外に関する認定基準

堺市裁判における地公災基金の説明 （大阪地裁判決文2001年5月23日付）	安来市裁判における地公災基金の説明 （松江地裁判決文2003年2月10日付）
(1) 当該職員の給食調理員としての経験年数が10年を超えていること (2) 当該職員の総調理食数が2,000食を超えていること (3) 当該職員の平均調理食数が、全国の同等規模施設における平均調理食数を超える年度数が当該職員の経験年数の半数以上に及んでいるか、それに準じる著しい公務過重の状況であるといえる特段の事情があると客観的に認められること (4) 当該職員が所属した給食調理施設において、当該施設における給食調理員の平均を下回らない程度の業務量も業務時間数、給食調理業務に従事していたと認められること	(1) 当該職員の給食調理員としての経験年数が10年を超えていること (2) 当該職員の総調理食数（各年度における調理員1人1日当たりの平均調理食数を経験年数分合計した数値）が2,000食，かつ総平均調理食数（総調理食数を経験年数で除して得た数値）が200食を超えていること (3) 当該職員の平均調理食数が，全国の同等規模施設における平均調理食数を超える年度数が当該職員の経験年数の半数以上に及んでいるとか，それに準じる著しい公務過重の状況であるといえる特段の事情があると客観的に認められること (4) 当該職員が所属した給食調理施設において，当該施設における給食調理員の平均を下回らない程度の業務量，業務時間数，給食調理作業に従事していたと認められること もつとも、(3)、(4)の要件は，小規模給食調理施設における全国平均給食調理食数が、総じて100食を下回ること等にかんがみて，弾力的に運用する。

表6　豊中市裁判原告の平均調理食数等一覧表

（判決文および同別紙より作成）

年度	西田さん		宮崎さん		全国平均（食）
	平均調理食数（食）	総調理食数中間合計（食）	平均調理食数（食）	総調理食数中間合計（食）	
1970	186				
1971	389				381
1972	369				
1973	364				450
1974	346		346		358
1975	316		316		
1976	324		312		
1977	324		326		
1978	321		318		
1979	331	3,270	325		
1980	318		323		
1981	319		313		
1982	308		314		389
1983	289		308		
1984	281		285	3,486	273
1985	304		308		345
1986	293		308		
1987	294		295		387
1988	288	5,964	279	4,676	
1989	284		278		
1990	282		286		

★1979年（手指の異常自覚する前年）まで
勤続年数：10年6か月
総調理食数：3,270食
★本件疾病診断時
（1988年12月）
勤続年数：17年超
総調理食数：約6,000食

★1984年（手指の異常自覚する前年）まで
勤続年数：11年
総調理食数：3,486食
★本件疾病診断時
（1988年12月）
勤続年数：13年超
総調理食数：4,500食超

◇「全国平均」の空欄はデータなし

豊中市、安来市がほぼ同一である。同じ時期、つまり、1993年一括通知の時に公務上外が決定されたからだろう。

堺市については、「総平均調理食数200食以上」という要件が削除され、単独校と給食センターの区別がなくなっており、堺市事案判定時には、当初の認定基準を変更していたものと思われる。豊中市についての中にある「…多い年度が相当数ある」という表現における「相当数」とは、堺市、安来市に関する内容から、「半数以上」を想定していると思われる。

ところで、こうした「調理食数と経験年数」という「数量」を軸とする認定基準は、表1にある「中災防報告」がベースになっている。中災防報告は、指曲がり症と調理労働の関連性調査であり、「経験年数が10年を超え、かつ、総調理食数（各年度の1日平均調理食数を年数分合計したもの）が2,000食をこえると発症しやすくなる」としたことから、この記述をベースとして認定基準が作成された。

地公災基金の基本的考え方は、「指曲がり症は調理労働に特異的に起こる疾病ではない（多要因である）。したがって、よほど過重な調理労働をした人に発症した指曲がり症だけしか認定できない」、というものである。これは、他の疾病についても一貫した考え方である。前半分は真実だが、後半部分が問題なのである。

中災防報告を含めて指曲がり症に関する疫学調査はすべて、調理員集団において対照集団よりも指曲がり症が多発していることを示しており、「過重」というなら、調理労働そのものが、「過重」な手指作業だというのが論理的帰結である。

この調理員集団における指曲がり症の多発という事実を前にして、では、認定に際してどうするのか、つまり、これが認定基準であるが、地公災基金は、頸肩腕障害や腰痛の認定基準にも貫かれている上記の考え方を適用して（地公災基金はこれを過重性基準と表現している）、中災防報告の「経験年数10年超かつ総調理食数2,000食超」に加え、「同規模施設の平均食数を上回る年度が半数以上ある」、などの「過重性基準」を設定した。

各判決は、この認定基準を、認定当局である地公災基金の裁量権の逸脱であり、すなわち違法であるとまでは断じていない。一般的に言って、行政当局の認定基準については、「それは行政の内部基準である。迅速に認定作業をするためのもので

あって、基準を満たさない場合でも認定されるものは当然あり得る」として、司法判断の際の参考基準として重視はするが、司法の場における判断はまた別物である、というのが裁判所の現在のスタンスである（不満ではあるがこれが現実）。

指曲がり症の場合も同様だった。ただし、地公災基金の設定した上記認定基準に対する見解は明快だった。

豊中市・堺市裁判大阪地裁判決文では、

「他方、被告は、中災防報告のいう目安を参考として、それらを満たしたうえ、なお、当該職員の平均調理食数が、全国の同等規模施設における平均調理食数を超える年度数が当該職員の経験年数の半数以上に及ぶことなどを公務上認定の運用基準にしているなどというのであるが、これは、詰まるところ、全国の平均的な水準以下の給食調理業務に従事している限りでは、変形性手指関節症発症の危険につながるような公務過重には至っていないという前提に立つものというべきである。しかるに、被告からは全国の平均水準以下の給食調理業務では変形性手指関節症の危険を内在しないという科学的な根拠は主張されていないし、これを認めるに足る証拠もない。

給食調理員の公務が、いかなる程度に達した段階で変形性手指関節症を発症させる危険を内在させるに至るかについて、一定の数値等をもってこれを示すことは未だ困難というほかないが、前述の上野らの報告（甲4）は、勤務年数10年以上の者の指曲症有所見者の比率が多いとしており、中災防報告の、食数を500食ごとに区切って有所見の割合を比較した別紙表F9によると、1,501食ないし2,000食における有所見割合が16.7パーセントでありへ累積割合が2.3パーセントから7.5パーセントに

表7　堺市裁判原告の平均調理食数等一覧表

（判決文および同別紙より作成）

年度	Aさん		Bさん		Cさん	
	平均調理食数（食）	全国平均（食）	平均調理食数（食）	全国平均（食）	平均調理食数（食）	全国平均（食）
1973	180	221	155	185		
1974	182	223	155	184		
1975	159		153		*198	
1976	157	216	195	177	*222	284
1977	157		191		*225	
1978	164	219	190	172	*224	265
1979	157	222	199	172	*217	286
1980	172	222	168	172	*220	295
1981	181	191	180	206	189	171
1982	181	184	178	206	183	184
1983	145	172	171	205	165	186
1984	162	169	185	208	175	183
1985	187	168	172	181	183	181
1986	163	137	171	178	188	198
1987	148	137	155	179	190	198
1988	156	182	150	167	171	196
1989	174	165	150	165	71	88
1990	125	137	147	163	69	85
1991	162	113	142	164	159	113
1992	152	111	138	165	122	111
1993	137	110	137	135	120	110
1994	94	81	170	134	153	110
1995	94	84			159	108
	★手指の変形を自覚 1978年：経験6年 総調理食数：3,270食 ★本件疾病診断時 （1995年12月） 勤続年数：22年6月余 総調理食数：約3,540食		★手指の変形を自覚 勤続年数：11年 1978年：経験5年 ★本件疾病診断時 （1994年10月） 勤続年数：21年6月余 総調理食数：約3,560食		★最初の「指曲がり症」 診断時（1982年） 総調理食数：3,486食 ★本件疾病診断時 （1996年2月） 勤続年数：21年 総調理食数：約3,600食 ＊給食センターに在職。 これ以外は単独調理場。	

◇「全国平均」の空欄はデータなし。

表8　安来市裁判原告の平均調理食数等一覧表

勤務年数	年度	勤務先名	給食対象者数	調理員1人当たりの担当給食数		
				請求人勤務先	全国平均	比　較
				c	d	c／d
1	1962	A小学校	1,609	322	×	×
2	1963	〃	1,508	302	×	×
3	1964	〃	1,490	298	×	×
4	1965	〃	1,423	285	×	×
5	1966	〃	1,409	282	×	×
6	1967	〃	1,437	287	×	×
7	1968	〃	1,433	287	268	1.071
8	1969	〃	1,502	300	290	1.034
9	1970	B小学校	332	111	141	0.787
10	1971	〃	332	111	141	0.787
11	1972	〃	344	115	×	×
12	1973	〃	335	112	139	0.806
13	1974	〃	355	118	138	0.855
14	1975	〃	362	121	×	×
15	1976	〃	373	124	139	0.892
16	1977	〃	395	132	×	×
17	1978	C小学校	592	148	148	1.000
18	1979	〃	666	167	148	1.128
19	1980	〃	700	175	146	1.199
20	1981	〃	718	180	×	×
21	1982	D小学校	821	253	170	1.488
22	1983	〃	811	163	×	×
23	1984	〃	790	158	169	0.935
24	1985	〃	739	148	168	0.881
25	1986	E小学校	233	117	×	×
26	1987	〃	222	111	91	1.220
27	1988	〃	207	104	×	×

	経験年数	総調理食数	総平均 調理食数
1962年度～1988年度	27	5,031	186
1970年度～1988年度	19	2,668	140

増加しており、また、同報告の勤務年数を5年ごとに区切って有所見の割合を比較した別紙表F11によると、6ないし10年において有所見割合が12.5パーセントであり、累積割合が0パーセントから6.8パーセントに増加しているのであるが、これらによれば、2,000食、10年を越えた点をもって目安とした中災防報告は合理性を持つものといえ、少なくとも中災防報告に示された目安にまで達しているときは、相当の危険を内在させるに至っていると認めることができるものというべきである。ただし、中災防報告は、右各表から明らかなとおり、調査対象の母数が多くないこと、1,501食から2,000食、6年から10年の各過程において有所見割合が増加していることからすれば、2,001食、11年といった数値は単なる目安であって勤務期間中の公務の内容を勘案して判断することを要するのは当然である。」（※上野とは上野満雄氏（現・自治労顧問医、当時岡山大衛生）のことである）

安来市裁判判決文では、

「上記中災防判断基準は、一定量、一定期間の給食調理作業が変形性手指関節症発症の要因たり得るとの前提に立ちながら、平均水準以下の給食調理作業に従事している限りでは変形性手指関節症の発症につながるような公務過重には至っていないとの前提に立つものであるといえる。しかし、本件証拠をみても、そもそも、平均水準以下の給食調理作業では変形性手指関節症発症に至る危険が内在化しないとの事情はない。また、同様に総平均調理食数ないし平均調理食数が200食以下の場合には、変形性手指関節症発症に至る危険が内在化しないことを裏付けるに足る的確な証拠もない。そうすると、平均調理食数が全国平均のそれを上回る年数が少ないことや総平均調理食数が200食を下回っていることをもって、当該疾患の公務起因性を直ちに否定することは早計であるというべきである。

よって、以下では、当該職員の公務内容、性質、作業環境、公務に従事した期間等の労働状況、疾病発症の経緯、発症した症状の推移、公務以外の他疾患、他の危険要因の有無等、諸般の事情を総合的に判断して、当該公務と手指先端部の屈曲との間に相当因果関係が認められるか、具体的には、本件において、原告のなした給食調理作業

に内在又は随伴する危険が現実化して当該疾病を発症又は増悪させたといえるか否かを検討することとする。」

堺市のケースでは、「経験年数10年、総調理食数2,000食」に達していない段階で、指曲がり症を自覚したり、診断を受けていた。この点について判決は、「原告が最初に手指関節の変形に気付いたのは昭和53年であり、給食調理員としての経験が5年程度の時期であって、発症時期が早いということはいえるが、当初の症状は右中指だけで軽微であったものが給食調理員を継続している中で徐々に他の手指にも及び疼痛等も増悪したことが認められ、原告に右発症の原因となる要因が認められないことからすれば、経験則上、その間の因果関係を肯定するのが相当というべきである。」としており、先の引用中にある「単なる目安」という表現の意味は、機械的線引きはできない、ということを意味しているわけである。

表9　単独校+センター総調理食数と総合所見分布

単独校+センター総調理食数	総合所見ありの割合		
	%	累積%	(例数/全数)
1 ～ 500	0	0	(0/17)
501 ～ 1,000	0	0	(0/15)
1001 ～ 1,500	9	2	(1/11)
1501 ～ 2,000	17	8	(4/24)
2001 ～ 2,500	7	7	(2/27)
2501 ～ 3,000	17	9	(4/24)
3001 ～	25	16	(20/81)

(中災防報告表F-9による)

表10　単独校+センター経験年数と総合所見分布

単独校+センター経験年数	総合所見ありの割合		
	%	累積%	(例数/全数)
1 ～ 5	0	0	(0/27)
6 ～ 10	13	7	(4/32)
11 ～ 15	8	8	(4/48)
16 ～ 20	18	11	(9/50)
21 ～ 25	35	15	(10/29)
26 ～	31	16	(4/13)

(中災防報告表F-11による)

成果を制度改善の契機に

地公災基金の指曲がり症認定基準を、裁判所は認めなかった。疫学的証拠が明らかなこと、力学的負荷が指曲がり症の原因になると認められること、給食調理労働には発症原因となる力学的負荷が具体的に多数存在し、被災者がそうした労働に従事していたこと、を原告の主張どおり認めたわけである。先に紹介した「指曲がり症に係る障害補償決定上の考え方」のところで述べたように、「考え方」にいう「本来私病」とする「見解」と、判決の考え方とは相容れないことは明らかである。したがって、「考え方」による不当な障害認定制限について、司法上の争いを行えば、少なくとも、「非該当」として等級づけさえ拒否された多くの事案が救済される可能性は非常に高かったと言わざるを得ない。川崎市、橿原市の裁決内容もそのことを強く示唆している。

繰り返しになるが、「考え方」は地公災基金の最大の弱点であって、各裁判が勝利確定した今となっては、即刻撤回、改善されるべきものである。ただし、おそらく地公災基金が自ら改めることはないので、やはり、指曲がり症の認定申請、障害認定申請を新たに起こして件数を増やしながら、改善を迫っていくことが必要だろう。1993年の一括通知のとき、あるいは1998年の一括障害認定のときとは、状況は全く変化したので、自信を持って各申請に取り組むことができるのである。

各個別闘争が成果を積み上げてきたの受けて、自治労本部レベルの取り組みを強化する絶好の機会であることは論を待たないだろう。安全センターは、そうした運動展開を積極的にサポートすべきであろう。

指曲がり症問題に止まらぬ展望

指曲がり症は上肢作業障害のひとつである。したがって、もし労災保険において労基署に労災請求するということになった場合、上肢障害認定基準が適用されることになる。ところが、この認定基準

は、地公災基金の指曲がり症認定基準と同様に、本質的に「過重性基準」である。申請数の約4割を認定した地公災基金によるよりも、もっと狭き門となるかもしれない。

指曲がり症裁判が示した論理の最大のポイントは、「ある職業集団において疫学的証拠が明らかな作業関連疾患については、過重性基準で労災認定を行うことは不適切、不公正である」ということである。この批判は、上肢作業障害や腰痛などにも当てはまる。これら疾患の労災認定基準は、「労働負荷に関する同僚に対する比較過重性」を主たる認定要件としており、指曲がり症同様な、不適切、不公正な認定結果が多数を生じていることは、よく知られた事実である。

実際、腰痛、頚肩腕障害、過労死などをめぐる裁判では、同様な論理構成による被災労働者側勝訴の判決が、近年、最高裁判決を含め無視できない数だけ積み重ねられている。指曲がり症裁判の判決も、そうした業務外認定取消裁判における成果から好影響を受けたと考えられ（加えて、被告：地公災基金側が委託実施した中災防報告が、原告の主張を支持していたことが、ある意味決定的であったといえよう。）、また結果として、作業関連性疾患の業務上外が争われた裁判における、非常に質の高い、大きな意義を持つ先例判例となった。

したがって、今後の取り組みによって、指曲がり症裁判、審査会の成果を認定基準改定に結びつけられれば、これはまた、他の作業関連疾患の労災認定のあり方を見直す大きな契機となる可能性を秘めているのである。

また、指曲がり症の公務上外認定、障害認定が本部協議で行われていると述べたが、これは、いわゆる非災害性腰痛、上肢作業障害といった（非災害性の）職業性疾病のほとんどでやられているようである。そして、いずれも「本来は私病」という考え方で、公務上外認定、障害認定が行われていると思われ、たとえば、災害性に発症した椎間板ヘルニアを公務上と認めたとしても、「ヘルニアは本来は私病であるから」、急性症状だけを公務上、慢性症状は公務外とする、といった不合理な取り扱いが平然と行われている。こうした取り扱いや判断の中心にいるのが、地公災基金本部事務局と嘱託医師群であり、指曲がり症できわめて不適切な取り扱いをしてきた張本人であることは、この際、重要な点である。

指曲がり症認定闘争を、さらにつきつめて追求していくことで、作業関連疾患全体の認定問題に風穴を開け、同時に、硬直した非科学的な地公災基金制度を大いに揺さぶることができるのである。

せっかくのチャンスを大いに活用したいものである。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、各地の地域安全（労災職業病）センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

安全センター情報

ほとんどの石綿製品が技術的に代替化可能

安衛令改正提案の内容に注目を

昨年12月16日に参集された「石綿の代替化等検討委員会（1・2月号80頁参照）」の報告書が、4月4日に公表された。本誌がお手元に届く頃には、日本におけるアスベスト（石綿）の禁止の範囲・時期等を提案する、労働安全衛生法施行令の改正案要綱が示され、パブリック・コメント等の手続が行われているものと思われる。この内容に大いに注目して、多くの皆さんに意見を提出していただきたいと願っている。「列挙した製品のみの部分禁止」なのか、「限定された例外付きの全面禁止」なのか、施行令の規定の仕方で、今回の報告書の評価も変わってくるのではなかろうか。EU指令では、例外は「既存の電解設備用のダイアフラム」のみ、しかも、2008年までに行われる見直しによって、この例外も解消することが想定されている。日本でだけ代替化できないものがあるとしたら、納得のいく説明と例外措置を解消していく方策とが明示されなければならないだろう。

厚生労働省発表
平成15年4月4日
（担当：厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質調査課）

石綿の代替化等検討委員会報告書について

厚生労働省は、石綿を取り扱う労働者の健康障害防止の観点から、石綿の製造・使用等の禁止措置について検討を行っています。平成14年8月、石綿製品のメーカー、ユーザー団体等を対象に「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」を行うとともに、平成14年12月から、学識経験者による「石綿の代替化等検討委員会」（委員長：平野敏右独立行政法人消防研究所理事長）を開催し、「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」の結果をも踏まえ、石綿製品のメーカー、ユーザー団体等から詳細なヒアリングを行い、代替化の困難な石綿製品の範囲の絞り込み等を行ってきました。

今般、本委員会の報告書が取りまとめられました。

本報告書では、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒、断熱材用接着剤、摩擦材（ブレーキ及びクラッチ）については、国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能であると考えられるとされました。

厚生労働省においては、本報告書を踏まえ、これらの製品の製造、使用等を禁止する方向で、今後、パブリックコメントやWTO通報等の手続を夏頃までに終了し、速やかに労働安全衛生法施行令の

改正を進めていく予定です。

〔石綿の代替化等検討委員会の概要〕

1　目　的

現在、製造・使用等が行われている石綿製品について、非石綿製品への代替化の状況、代替製品の性能、国内外の代替化技術等を踏まえ、専門技術的観点等から、代替が困難な石綿製品の範囲を絞り込み、今後の非石綿製品への代替可能性等を明らかにすること。

2　委員（五十音順）

池田浩治	東京農工大学工学部機械システム工学科助教授
枝広英俊	芝浦工業大学工学部建築学科助教授
大野　晋	日本原子力研究所社会技術研究システム研究員（化学工学会安全部会副部会長）
菊池雅史	明治大学理工学部建築学科教授
菅原進一	東京大学工学部建築学科教授
長谷見雄二	早稲田大学理工学部建築学科教授
◎平野敏右	独立行政法人消防研究所理事長
森崎　繁	（社）産業安全技術協会会長

3　開催経過

第1回　平成14年12月16日（月）
・代替が困難な石綿製品の範囲等の検討
・石綿製品の代替化の事例ヒアリング
第2回　平成14年12月25日（水）
・石綿製品（建材）のメーカー団体、ユーザー団体からのヒアリング
・代替が困難な石綿製品（建材）の範囲等の検討
第3回　平成15年1月9日（木）
・石綿製品（建材）のメーカー団体、ユーザー団体からのヒアリング
・代替が困難な石綿製品（建材）の範囲等の検討
第4回　平成15年1月17日（金）
・石綿製品（建材）のメーカー団体、ユーザー団体からのヒアリング
・代替が困難な石綿製品（建材）の範囲等の検討
第5回　平成15年1月23日（木）
・代替が困難な石綿製品の範囲等の検討
第6回　平成15年2月19日（水）
・検討委員会報告書の案の検討
第7回　平成15年3月4日（火）
・検討委員会報告書の案の検討

〔報告書概要〕

1　代替可能な石綿製品の範囲

石綿製品の代替可能性の判断に当たっての留意点

(1) 原則として、個別の商品ごとでなく製品の種別ごとに判断する。

(2) 石綿代替品の範囲については、石綿以外の代替繊維を用いた製品のみならず、金属等の非繊維製品についても対象として考慮する。

(3) 次の製品については、代替が困難と判断する。

① 石綿代替品の使用により安全の確保が困難となるおそれがある石綿製品

② 石綿代替品がないか又はその性能等が石綿製品に比較して著しく劣り、当該石綿製品を使用しないこととした場合に社会的に許容しがたい問題となるおそれがある石綿製品

2　建材の代替可能性

(1) 押出成形セメント板

・既に商品化されている非石綿製品があり、技術的に非石綿製品への代替化は可能である
・メーカー及びユーザーは石綿製品の使用が不可欠であると認識していない
・安全確保の観点から石綿製品の製造、使用等が必要という具体的理由は特にない

等から、代替化は可能と考えられる。

(2) 住宅屋根用化粧スレート

・既に商品化されている非石綿製品があり、技術的に非石綿製品への代替化は可能である
・メーカー及びユーザーは石綿製品の使用が不可欠であると認識していない
・安全確保の観点から石綿製品の製造、使用等が必要という具体的な理由は特にない
等から、代替化は可能と考えられる。

(3) 繊維強化セメント板

メーカーにおいて製造設備、原材料、製造方法の変更等の必要がある場合があるものの、
・既に商品化されている非石綿の繊維強化セメント板があること、金属等の非繊維製品への代替化も可能であると考えられること等から、技術的には非石綿製品への代替化は可能である
・関連のJIS等の改正により、非石綿製品への代替化が促進されやすい状況になっている
・ユーザーは安全確保の観点から石綿製品の使用が不可欠とは認識していない
・安全確保の観点から石綿製品の製造・使用等が必要という具体的な理由は特にない
等から、代替化は可能と考えられる。

(4) 窯業系サイディング

・既に商品化されている非石綿製品があること等から、技術的に非石綿製品への代替化は可能である
・ユーザーは石綿製品の使用が不可欠とは認識していない
・安全確保の観点から石綿製品の製造・使用等が必要という具体的な理由は特にない
等から、代替化は可能と考えられる。

(5) 石綿セメント円筒

・金属、ほうろう等の製品が普及しつつあり、非石綿製品への代替は可能である
・ユーザーは石綿製品の使用が不可欠とは認識していない
・安全確保の観点から石綿製品の製造・使用等が必要という具体的な理由は特にない
等から、代替化は可能と考えられる。

3 非建材の代替可能性

(1) 断熱材用接着剤

・既に商品化されている非石綿製品があり、技術的に非石綿製品への代替化は可能である
・メーカー及びユーザーは石綿製品の使用が不可欠であると認識していない
等から、代替化は可能と考えられる。

(2) 耐熱・電気絶縁板

セラミック等の非石綿製品への代替化が可能なものがあると考えられるが、一部のものについては、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である。

(3) ジョイントシート・シール材

黒鉛等の非石綿製品への代替化が可能なものがあると考えられるが、一部のものについては、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である。これらの代替化には、非石綿製品の開発、非石綿製品の耐久性等の実証や当該製品が使用されている機械・設備等の設計の見直し・改造等に時間を要するものがあると考えられる。

(4) その他石綿製品

① 摩擦材(ブレーキ、クラッチ)

・メーカーは石綿製品の使用が不可欠であると認識していない
・自動車、鉄道車両、クレーン、エレベータ、エスカレータ等のブレーキ、クラッチについては、既に代替化されているか、今後代替化が予定されており、技術的には代替化が可能である
等から、代替化は可能と考えられる。

② 石綿布、石綿糸等

これらの製品はシール材等として使用されるか、二次的にシール材等に加工されることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる。

平成15年4月4日　厚生労働省発表

石綿の代替化等検討委員会報告書

平成15年3月
石綿の代替化等検討委員会

第1部
石綿の代替化等検討委員会について

1. 経　緯

石綿は、吸入することにより人に石綿肺、肺がん、中皮腫を発生させることが明らかになっている。

職場で取り扱われる石綿については、労働者の健康障害防止の観点から、労働安全衛生法に基づき、1995年に、代替化が進んだアモサイト及びクロシドライトについて、その製造、輸入、使用等が禁止された。

アモサイト及びクロシドライトを除く石綿については、発がん性はあるが、優れた耐熱性、耐腐食性等の性能を有し、他の物質への代替が困難であったため、これまで使用等の禁止までは行われず、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等が義務付けられてきた。

しかしながら、近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、厚生労働省では、国民の安全等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止する方向で、検討を進めることとした。

2002年8月、厚生労働省は、石綿製品のメーカー、ユーザー団体等を対象に「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」を行い、その調査結果をも踏まえ専門技術的観点から代替化の困難な石綿製品の範囲等を絞り込むため、同年12月、学識経験者による「石綿の代替化等検討委員会」を設置した。

本報告書は、石綿の代替化等検討委員会における石綿製品の代替可能性等についての検討結果をとりまとめたものである。

2. 検討委員会委員名簿

[省略―15頁左段「2 委員（五十音順）」と同じ]

3. 開催経過

[省略―15頁左段「3 開催経過」と同じ]

第2部
石綿について

1. 石綿及び石綿製品の状況

(1) 石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状の含水珪酸鉱物の総称であり、蛇紋石系のクリソタイル（白石綿）と角閃石系のクロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類がある。

日本では、クロシドライト、アモサイトについては1995年に労働安全衛生法に基づき製造・輸入・譲渡・使用等が禁止されており、現在も使用されているのはクリソタイルである。アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトについてはまれにしか産出せず、他の石綿鉱床に不純物として含まれることがあるが、石綿原料として国内の産業界では使用されていない。

(2) 石綿の輸入量の推移

日本で使用される石綿原綿はほぼ輸入に頼っている。年間の輸入量は、1960年代に急激に増加し、1974年の35万トンを最高に、1970年代及び1980年代は25万トンから35万トンの高水準で推移してきたが、1990年代に入り年々減少し、2001年は7万9千トン、2002年は4万3千トンであり前年の45%減、ピーク時の88%減と大幅に減少している。

日本への主な輸入元は、カナダ56.4%、ジンバブエ25.8%、ブラジル6.9%である（2002年）。

(3) 石綿製品の種類と用途

石綿はその9割以上が建材製品に使用されており、押

出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒に加工され、建築物の壁材、屋根材、外装材、内装材等に使用されている。

建材製品以外では、ジョイントシートやシール材に加工され、化学プラント等の配管や機器のガスケット、漏洩防止用のグランドパッキン等に広範に使用されているほか、耐熱・電気絶縁板やエスカレータのブレーキ等の産業用摩擦材等に使用されている。

2. 職場における石綿による健康障害防止対策

1971年

労働安全衛生法に基づく特定化学物質等障害予防規則が制定され、石綿の取扱作業に関して石綿の発散防止設備の設置、作業環境測定の実施、特定化学物質等作業主任者の選任等が義務付けられた。

1975年

特定化学物質等障害予防規則の改正により、石綿の吹付け作業の原則禁止、石綿等の湿潤化による発散の防止等が義務付けられた。また、健康管理対策として、労働者の雇入れ時、石綿の取扱業務への配置換え時及びその後6月以内ごとの特殊健康診断の実施が義務付けられた(それ以前はじん肺法により健康診断が義務付けられていた。)。

1995年

労働安全衛生法施行令の改正により、アモサイト及びクロシドライトの製造・輸入等が禁止された。

また、労働安全衛生規則の改正により、耐火建築物等における吹付け石綿除去作業の計画を事前に労働基準監督署に届け出ることが義務付けられた。

特定化学物質等障害予防規則の改正により、石綿等の切断作業等における湿潤化、呼吸用保護具・保護衣の使用、石綿除去作業場の隔離等が義務付けられた。

3. 石綿の代替繊維の種類と有害性

(1) 石綿の代替繊維

石綿の主な代替繊維には、人造鉱物繊維、天然鉱物繊維、合成繊維等がある。

人造鉱物繊維はガラス、岩石等を溶融し繊維状に加工したものであり、主に、グラスウール、ロックウール、スラグウール、ガラス長繊維等が、断熱材、建材、摩擦材、シール材等に使用されている。

天然鉱物繊維は天然に産出する繊維状の鉱物であり、主に、セピオライト、ワラストナイト等が、建材、接着剤等に使用されている。

その他、化学的に合成した繊維や天然の有機繊維があり、主に、アラミド繊維、ビニロン繊維、パルプ、炭素繊維等が、建材、摩擦材、シール材等に使用されている。

(2) 石綿の代替繊維の有害性の評価

国際がん研究機関(IARC)において、従来、石綿の全種類がグループ1(ヒトに対して発がん性がある物質)に分類されるとともに、その他の人造鉱物繊維についてグループ2B(ヒトに対して発がん性の可能性がある物質)又はグループ3(ヒトに対する発がん性については分類できない物質)に分類されていたが、2001年10月、グラスウール、ロックウール、スラグウールについてグループ2Bからグループ3に再評価された。

4. 石綿の使用等に関する国際動向

(1) ヨーロッパ

欧州連合(EU)では、1999年に、加盟国が2005年1月1日までに全種類の石綿の売買・使用を禁止する所要の法令等を施行することを定めた欧州委員会指令を公布した。

指令では、既存の電解設備用のダイアフラム、各国での禁止措置の実施以前に既に設置・使用されている石綿製品の使用、各国での禁止措置の実施以前に市場に出回っていた石綿繊維・石綿含有製品(在庫品)の売買、研究分析目的での使用等は禁止措置の適用を除外されている。

なお、ドイツは1993年、フランスは1996年、英国は1999年に、一部例外を除き全種類の石綿の使用等を原則禁止する法令を既に整備している。

(2) アメリカ

アメリカでは、環境保護庁(EPA)において、1993年に製造・使用等が可能な製品18種類が指定されるとともに、波形紙、ロールボード、商業用紙、特殊用紙、フローリングフェルト、新たな用途への使用が禁止された。

5. 石綿及び石綿製品の代替化等の調査結果の概要

2002年8月、厚生労働省化学物質調査課において、石綿の代替化等の状況を把握するため、アンケート方式の調査を実施した。調査対象は、石綿製品の製造企業26社、石綿製品の製造企業の団体10団体、石綿・石綿製品の輸入事業者8社、石綿製品のユーザーの団体19団体であった。

(1) 石綿製品の製造企業の回答の集計結果

197種の石綿含有商品について回答があり、そのうち、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、石綿の使用が必要でないと回答があったものが140商品(71.1%)、必要であると回答があったものが57商品(28.9%)であった。さらに、その57商品のうち、安全確保のため必要と回答があったものが25商品、安全確保以外の理由で必要と回答があったものが32商品であっ

た。石綿の使用が必要との回答がなかった製品は、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、断熱材用接着剤、耐熱・電気絶縁板、その他石綿製品であった。

197種の商品のうち、建材は107商品であり、そのうち石綿の使用が必要でないと回答があったものが64商品、必要と回答があったものが43商品、うち、安全確保のため必要と回答があったものが11商品、安全確保以外の理由で必要と回答があったものが32商品であった。一方、90種の非建材商品のうち、石綿の使用が必要でないと回答があったものが76商品、必要と回答があったものの14商品はすべてが安全確保のため必要と回答があった。

(2) 石綿製品のユーザー団体の回答の集計結果

建材については、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、繊維強化セメント板(平板)、繊維強化セメント板(波板)、窯業系サイディングのそれぞれについて1団体から石綿の使用が必要と回答があり、それらを除き、すべての団体から安全確保等のためには石綿の使用が必要でないと回答があった。

非建材については、ジョイントシート、シール材、その他石綿製品について多くの団体から石綿の使用が必要と回答があった。また、断熱材用接着剤についてはすべての団体から石綿の使用が必要でないと回答があり、耐熱・電気絶縁板については2団体から石綿の使用が必要と回答があった。

(3) 石綿の代替化についての全般的な意見の概要

石綿の代替化について、

- 建材の石綿製品の代替化は可能である
- 石綿製品は、耐久性、耐熱性等の性能, 価格, 維持管理のコスト面で総合的に非石綿製品より優れており、代替化は困難である
- 化学プラント、発電所等で使用するシール材で、特に、高温、高圧、危険な化学物質の接触下等で使用するものを非石綿製品に代替化した場合のリスクが不明であり代替化は困難である

等の意見があった。

第3部

代替可能な石綿製品の範囲について

石綿製品の代替可能性の判断に当たっては、次の点に留意することとした。

1. 原則として、個別の商品ごとでなく製品の種別ごとに判断する。
2. 石綿代替品の範囲については、石綿以外の人造鉱物繊維、天然鉱物繊維、合成繊維等の代替繊維を用いた製品のみならず、金属等の非繊維製品についても対象として考慮する。
3. 次の製品については、代替が困難と判断する。

(1) 石綿代替品の使用により安全の確保が困難となるおそれがある石綿製品

(2) 石綿代替品がないか又はその性能等が石綿製品に比較して著しく劣り、当該石綿製品を使用しないこととした場合に社会的に許容しがたい問題となるおそれがある石綿製品

なお、石綿代替品が石綿製品と比較して強度、耐久性等の性能が低い場合であっても、JIS等の水準を満足している場合には代替は可能と判断する。

第4部

石綿含有建材の代替可能性について

1. 押出成形セメント板

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品メーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、4種類の商品すべてについて石綿の使用を必要とする理由はないと回答があった。また、これらの商品について、代替見込み時期は2003年～2005年頃と回答があった。

一方、石綿製品のユーザーからは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、安全確保の観点から石綿製品の使用を必要とする理由はないと回答があった。

押出成形セメント板の規格については、日本工業規格「押出成形セメント板(ECP)」の原案が策定されているところである。既に製造されている非石綿製品で使用されている代替繊維には、ワラストナイト、パルプ、有機繊維、セピオライト等がある。

押出成形セメント板については、次に示す理由により非石綿製品への代替化が可能と考えられる。

- 既に商品化されている非石綿製品があり、技術的に非石綿製品への代替化は可能であると考えられること。
- 厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品のメーカー、メーカー団体及びユーザー団体から石綿製品の使用が不可欠であるとの回答がなかったこと。
- 安全確保の観点から石綿製品の製造、使用等が必要という具体的な理由は特にないと考えられること。

2. 住宅屋根用化粧スレート

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品メーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、7種類の商品すべてについて石綿の使用を必要とする理由はないと回答があっ

た。また、これらの商品について、代替見込み時期は2003年後半と回答があった。

一方、石綿製品のユーザーからは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、安全確保の観点から石綿製品の使用を必要とする理由はないと回答があった。

住宅屋根用化粧スレートについては、日本工業規格「JIS A5423 住宅屋根用化粧スレート」で性能等が規定されている。既に製造されている非石綿製品に使用されている代替繊維には、パルプ、ワラストナイト、ビニロン、セピオライト等がある。

住宅屋根用化粧スレートについては、次に示す理由により非石綿製品への代替化が可能と考えられる。

・既に商品化されている非石綿製品があり、技術的に非石綿製品への代替化は可能であると考えられること。
・厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品のメーカー、メーカー団体及びユーザー団体から石綿製品の使用が不可欠であるとの回答がなかったこと。
・安全確保の観点から石綿製品の製造、使用等が必要という具体的な理由は特にないと考えられること。

3. 繊維強化セメント板

(1) 繊維強化セメント板(平板)の調査結果等

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品メーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、40種類の商品中30種類の商品については安全確保の観点から石綿の使用を必要とする理由はないと回答、10種類の商品については石綿の使用が必要と回答、うち、3種類の商品については安全確保のために、7種類の商品については安全確保以外の理由で必要と回答があった。

石綿の使用が必要な理由としては、防火対策、非石綿製品は経年変化についての信頼性や強度が欠ける、非石綿製品に代替化するための製造法の転換が困難等の回答があった。

また、これらの商品の非石綿製品への代替見込時期については、2005年頃とする商品がある他、2008年、2007～2012年頃とする商品があり、さらに時期未定又は代替不可能とする商品があるとの回答があった。

一方、石綿製品のユーザー団体からは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、1団体から防火対策上石綿の使用が必要と回答があった。

(2) 繊維強化セメント板(波板)の調査結果等

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品メーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、52種類の商品のうち23種類の商品については安全確保の観点から石綿の使用を必要とする理由はないと回答、29種類の商品については石綿の使用が必要と回答、うち、8種類の商品については安全確保のために、21種類の商品については安全確保以外の理由で必要と回答があった。

石綿の使用が必要な理由としては、防火対策、非石綿製品の耐久性や強度の不足、危険物倉庫・高温高圧機器設置工場の火災・爆発時の被害軽減、化学工場・沿岸地域の工場の建屋の腐食防止、高電圧取扱建屋の感電事故防止、代替化する場合の成形上の問題・設備投資が必要・コストアップ、葺き替え補修等の回答があった。

また、これらの商品の非石綿製品への代替見込時期については、2004～2005年頃とする商品がある他、時期未定又は代替不可能とする商品があるとの回答があった。

一方、石綿製品のユーザー団体からは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、1団体から防火対策上石綿の使用が必要と回答があった。

(3) 繊維強化セメント板(平板及び波板)のヒアリング結果

委員会においてメーカー及びメーカー団体からヒアリングを行ったところ、主に次のような意見があった。

- 繊維強化セメント板(平板)に比べ繊維強化セメント板(波板)の代替化は遅れているが、一部の非石綿製品については商品化されている。
- 繊維強化セメント板(波板)については「JIS A5430 繊維強化セメント板」の性能基準(本体の性能基準及び附属書1で示された性能基準等)を満足する試作品が開発されている。
- 代替繊維を用いた製品は、石綿製品と比較して収縮率が大きく、製造当初の強度は技術的に確保できるが耐久性が低い。
- 繊維強化セメント板(波板)については業界全体で非石綿化の取組みを行ってきているが、特に大波板については非石綿製品の強度、長期の耐久性等を考慮に入れた慎重な検討が必要である。
- 非石綿製品についてはプレスで密度を高め強度を上げることとなるため、大型のプレス機が必要である。
- 山むね、波のきさき等の役物スレートは非石綿繊維製品への代替が不可能なため金属製品に代替することになるが、その場合には、耐防火性能に係る国土交通大臣の認定を取得する必要があると考えられる。
- 非石綿化を図るためには技術の革新や製造設備の投資のための支援措置が必要である。

一方、ユーザー団体からヒアリングを行ったところ、アンケート調査の結果と異なり、平板及び波板のいずれも

石綿製品を使用しなければならない理由はないとの意見があった。

(4) 関連規格等

繊維強化セメント板については、日本工業規格「JIS A5430 繊維強化セメント板」で平板、波板ともに性能等が規定されている。既に製造されている非石綿製品で使用されている代替繊維は、パルプ、ビニロン繊維が中心である。

(5) 繊維強化セメント板の代替可能性について

厚生労働省が実施したアンケート調査及び本委員会が実施したヒアリングにおいて、石綿製品メーカーから、一部の製品を除き非石綿製品への代替化は困難であるとの意見が出されたが、高圧プレス装置の導入等の製造設備の変更、混和材料の添加等の原材料の変更、製造方法の変更等の必要がある場合があるものの、次に示す理由により非石綿製品への代替化が可能と考えられる。

- 技術的な可能性

① 既に商品化されている非石綿の繊維強化セメント板があること

② 「JIS A5430 繊維強化セメント板」で規定されたスレートの性能基準(曲げ破壊荷重、吸水率、透水性、難燃性、耐衝撃性)に適合する非石綿製品があること

③ 建築基準法の不燃材料として国土交通大臣に認定されている非石綿の繊維強化セメント板があること

④ 欧州において屋根材、外装材の非石綿化が進んでおり、代替品として、石綿以外の繊維を使用した製品のほか、金属が使用されている例もあり、金属等の非繊維製品への代替化も可能であると考えられること

等から、技術的には非石綿製品への代替化は可能であると考えられること

- 関連規格等の状況

平成12年6月施行の改正建築基準法において不燃材料の基準が性能規定化されたこと、繊維強化セメント板の日本工業規格については、平成13年3月の改正により石綿を含まない製品の性能基準がISO規格の内容を附属書として取り込むことにより規格化されたこと(「附属書1 繊維強化セメント板—長尺波板」で性能基準として破壊荷重、たわみ、透水性、耐凍結融解性、見掛け密度、耐温水浸せき性、耐加熱散水性、難燃性を規定。「附属書2 繊維強化セメント平板」で性能基準として曲げ強度、透水性、耐凍結融解性、見掛け密度、耐温水浸せき性、耐加熱散水性、難燃性を規定)等から非石綿製品への代替化が促進されやすい状況になっていること

- ユーザーの認識

厚生労働省が実施したアンケート調査及び本委員会が実施したヒアリングの結果から判断して、建材製品のユーザーは安全確保の観点から石綿製品の使用が不可欠とは認識していないと考えられること

- 安全確保上の必要性

非石綿繊維を用いた代替品は石綿製品に比べて耐久性が低下するとのデータがあるものの、屋根材として使用する場合の踏み抜き等による作業者の墜落の危険性は石綿製品も同様にあり、通常の使用においては、非石綿製品に代替化することにより新たに安全上の問題が発生することはないと考えられること、化学工場等の建屋に防火性能上の観点から石綿製品が不可欠であるという理由は特にないと考えられること等、安全確保の観点から石綿製品の製造・使用等が必要という具体的な理由は特にないと考えられること

4. 窯業系サイディング

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品メーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、2種類の商品のいずれも安全確保以外の理由で石綿の使用が必要と回答があった。

石綿の使用が必要な理由としては、防火対策、非石綿製品の耐久性の不足、非石綿製品へ代替化する場合のコストアップ等の回答があった。

また、これらの商品の非石綿製品への代替見込時期は、2005年の商品と2007年の商品があると回答があった。

一方、石綿製品のユーザー団体からは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、1団体から防火対策上石綿の使用が必要と回答があった。

窯業系サイディングの規格については、日本工業規格「JIS A5422 窯業系サイディング」で性能等が規定されている。既に製造されている非石綿製品で使用されている代替繊維には、パルプ、ガラス長繊維、アクリル繊維等がある。

委員会においてメーカー、メーカー団体からヒアリングを行ったところ、次のような意見があった。

- 非石綿製品を既に販売しているが、製造コストの問題から改良の研究を続けている。
- 開発中の非石綿製品については性能上の問題は無く、生産性と原料のコストアップが問題である。
- 特に高い耐凍害性を有する製品については、代替化は困難である。

一方、ユーザー団体からヒアリング行ったところ、アンケート調査の結果と異なり、安全確保の観点から石綿製品の使用を必要とする理由はないとの意見があった。

窯業系サイディングについては、次に示す理由により非石綿製品への代替化が可能と考えられる。

● 既に商品化されている非石綿製品があること。
● 建築基準法の不燃材料として国土交通大臣に認定されている非石綿製品があること。
● 厚生労働省が実施したアンケート調査及び本委員会が実施したヒアリングの結果から判断して、建材製品のユーザーは石綿製品の使用が不可欠とは認識していないと考えられること。
● 安全確保の観点から石綿製品の製造・使用等が必要という具体的な理由は特にないと考えられること。

5. 石綿セメント円筒

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品のメーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、2種類の商品のいずれも安全確保以外の理由で石綿の使用が必要と回答があった。

石綿の使用が必要な理由としては、煙突、集合排気筒として高温で使用されるため代替品がないこと等の回答があった。

一方、石綿製品のユーザーからは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、安全確保の観点から石綿製品の使用を必要とする理由はないと回答があった。

石綿セメント円筒の規格については、日本工業規格「JIS A5405 石綿セメント円筒」で原料、品質等が規定されている。

委員会においてメーカーからヒアリングを行ったところ、次のような意見があった。

● 「JIS A5405 石綿セメント円筒」で規定されている耐熱性能等を満足する代替繊維はない。
● 金属、ほうろう等の製品が普及しつつあり非繊維製品への代替は可能。
● 生産量は年々減少しており、代替化のためにコストをかけることは困難。

石綿セメント円筒については、次に示す理由により非石綿製品への代替化が可能と考えられる。

● 金属、ほうろう等の製品が普及しつつあり、非繊維製品への代替は可能であること。
● 厚生労働省が実施したアンケート調査結果から判断して建材製品のユーザーは石綿製品の使用が不可欠とは認識していないと考えられること。
● 安全確保の観点から石綿製品の製造、使用等が必要という具体的な理由は特にないと考えられること。

6. 石綿含有建材の代替可能性について

石綿を含有する建材製品については、代替繊維を用いた製品で、JIS等の規格に適合又は国土交通省により不燃材としての認定を受けたものが一部製造され、既に商品化されていること等から、当該製品に必要な性能を有する非石綿製品の製造は概ね技術的に可能と考えられる。平成12年6月に施行された改正建築基準法において不燃材料の基準が性能規定化されたことや、関連するJIS規格においても性能規定化されてきていることからも、非石綿製品への代替化が促進されやすくなっていると考えられる。非石綿繊維製品への代替化は困難と考えられるものが一部あるものの、それらについては金属等の非繊維製品への代替化が可能と考えられる。また、代替品の使用により防火、耐火、耐腐食、耐久性等の観点からの安全の確保が困難となるおそれがあるとは考えられない。さらに、建材製品のユーザーは、安全確保上石綿含有製品の使用が不可欠とは認識していないと考えられる。

これらのことから、石綿を含有する建材製品の使用は安全確保等の観点から不可欠なものではなく、かつ、技術的に非石綿製品への代替化が可能であると考えられる。

第5部
石綿含有非建材の代替可能性について

1. 断熱材用接着剤

厚生労働省が実施したアンケート調査において、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」等の設問に対し、石綿製品のメーカー、ユーザーともに安全確保等の観点からは石綿製品の使用を必要とする理由はないと回答があった。

また、ヒアリング等の結果、電動機のローターとシャフトの接着に石綿を含有する接着剤が用いられているものがあったが、接着剤メーカーからは数ケ月以内に代替する予定であるとの回答があった。

接着剤の規格としては、日本工業規格「JIS A5537 木れんが用接着剤」、「JIS A5538 壁・天井ボード用接着剤」、「JIS A5547 発泡プラスチック保温板用接着剤」の各々の本文において充てん材として石綿を含有してはならないと規定されている。「断熱材用接着材」に係る日本工業規格はない。既に製造されている非石綿製品に使用されている代替繊維には、セピオライト、二酸化けい素、樹脂等がある。

断熱材用接着剤については、次に示す理由により、非石綿製品への代替化は可能と考えられる。

● 既に商品化されている非石綿製品があり、技術的には非石綿製品への代替化は可能であると考えられること。
● 厚生労働省が実施したアンケート調査において、石綿製品のメーカー、メーカー団体から既に製造を中止

している と回答があったこと、またユーザー団体からは石綿製品の使用が不可欠であるとの回答がなかったこと。

● ヒアリング等の結果石綿製品の使用が判明した、電動機において使用されているものについては、代替が確実であると考えられること。

2. 耐熱・電気絶縁板

(1) 調査結果等

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品のメーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、安全確保等の観点からは石綿製品の使用を必要とする理由はないと回答があった。

一方、石綿製品のユーザー団体からは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、2団体から石綿製品の使用が必要と回答があった。

代替が困難なものは、高温高圧ガスから保護するための断熱ゴムシート、変圧器のヒーター・磁気遮断器の電気絶縁板等の回答があった。

(2) ヒアリング結果

委員会においてユーザー団体からヒアリングを行ったところ、次のような意見があった。

● 2000℃を超える極めて高い温度で使用される断熱材は代替困難である。

● 電力用機器内のヒーターの取付けに用いられる耐熱・電気絶縁板は、機器の点検時にセラミック系のものに代替する予定である。

● 検知器の取付け部に用いられている絶縁シートは、現在代替品を検討中で見込みはある。

● 配管に巻き付ける耐熱シートについては、代替品を選定済みである。

● ジョイントシートを断熱材や高圧縮力を受ける部分の絶縁板として用いている例があり、代替可能性は不明である。

(3) 規格・関係法令等

海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）及び船舶安全法に基づく船舶設備規程等においては石綿を含む材料の使用が禁止されているが、1000℃を超える高温下で使用される軟性及び弾力性の必要な断熱材、ロータリー式圧縮機及びロータリーポンプにおいて使用される羽根車は適用を除外されている。

英国の石綿禁止法令においては、乾燥時に1900kg/m^{3}以上の密度で500℃以上の温度に使用する板状のものは施行時期を猶予された。

フランスの石綿禁止法令においては、1000℃を超える温度に対応するため工業的環境で用いられる柔軟・フレキシブルな断熱装置は施行時期を猶予された。

日本工業規格には、「耐熱・電気絶縁板」を規定する規格はない。

(4) 耐熱・電気絶縁板の代替可能性について

耐熱・電気絶縁板については、厚生労働省が実施したアンケート調査においてメーカーは石綿製品の使用が不可欠とは回答しておらず、既にセラミック等の非石綿製品に代替されているものや代替が予定されているものがあり、非石綿製品への代替化が可能なものがあると考えられる。しかしながら、極高温の環境下で使用されるもの等一部のものについては、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である。

3. ジョイントシート・シール材

(1) 調査結果等

厚生労働省が実施したアンケート調査結果において、石綿製品のメーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、89種類の商品中75種類の商品については石綿の使用を必要とする理由はないと回答、14種類の商品については安全確保のために石綿の使用が必要と回答があった。

代替化が困難なものは、高温用のバルブパッキン、高温の酸化性塩に係る機器に使用するもの、タイヤ加硫材のプレスのラムパッキン、300℃以上の発電用、蒸気ライン用に使用する石綿製品等と回答があった。

一方、石綿製品のユーザー団体からは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、17団体のうち9団体から石綿の使用が必要と回答があった。また、それらの団体に属する多くの企業から石綿の使用が必要と回答があった。

代替化が困難なものは、特に、高温、極低温、高圧、極低圧、酸・アルカリ・塩類・有機溶剤・熱媒・可燃性物質・腐食性物質その他有害性物質等のある条件下で使用される石綿製品、ボイラ、圧力容器、焼却炉、発電所、航空機、船舶等に使用される石綿製品と回答があった。

それらの製品の非石綿製品への代替見込時期は、2003年～2005年頃との回答が多いが、時期未定又は代替不可能との回答も多くあった。

また、化学プラントに使用する石綿製品については、代替化を図る場合には耐久性を十分評価したうえで慎重に実施することが必要、非石綿製品は石綿製品と比べ使用温度や使用流体の範囲に限界があり、耐用年数に関しても問題が残されていることから、代替化の可能性を一律に判断できず、代替化に当たっては、安全確保の観点より慎重に実績を積み重ねて対応すべき等の意見があった。

(2) 規格・関係法令等

○ 日本工業規格「JIS R3453 ジョイントシート」

非石綿ジョイントシートへの移行を図る等のため、従来の石綿ジョイントシートの規格が平成13年1月に改正され、性能規定化等が図られている。

○ 日本工業規格「JIS F7102 船舶機関部管系用ガスケット及びパッキン使用基準」

石綿シール材が船舶用シール材としてほとんど使用されなくなったため、平成9年4月に改正され、石綿シール材の使用基準については本規格から削除されている。

ガスケットの種類：	パッキンの種類：
◆ 膨張黒鉛渦巻き形ガスケット ◆ 非石綿渦巻き形ガスケット ◆ メタルインサート膨張黒鉛ガスケット ◆ 非石綿ジョイントシートガスケット ◆ 金属線補強クロスガスケット ◆ ガラスクロスガスケット ◆ 布入りゴムシートガスケット 等	◆ 膨張黒鉛網組パッキン ◆ アスミニウムはく組み合わせパッキン ◆ 炭素繊維網組パッキン ◆ フッ素樹脂繊維網組 等

液体の種類（蒸気、燃焼排ガス、空気、給水・ボイラ水等、燃料油・潤滑油等、熱媒油）、圧力、温度に応じ使用するガスケット及びパッキンの種類が規定されている。

○ 日本工業規格「JIS F0602 船舶貨物管系用非石綿系ガスケット選定基準」

平成7年6月に非石綿系のものの基準が制定されている。

○ 石油学会規格「配管用ガスケットの基準 JPI-7S-81-96」

配管用のガスケットは、使用流体、圧力、温度、フランジのガスケット座等を考慮して選定することとされており、石綿製品と非石綿製品では下表のとおり使用温度、圧力、厚さが異なる。

	種 類	最高使用温度	最高使用圧力	厚 さ
非石綿	ゴムシートガスケット	100℃	1MPa	3mm
	テフロンソリッドガスケット	100℃		2.8mm
	膨張黒鉛シートガスケッ	400℃		0.8mm, 1.6mm
	膨張黒鉛テープの渦巻き形ガスケット	450℃		4.5mm
石綿	石綿ジョイントシートガスケット	300℃	3.4MPa	0.8mm, 1.5mm, 3mm
	石綿テープの渦巻き形ガスケット	600℃（水系流体の場合）		4.5mm

○ 石油学会規格「石油工業用石綿ジョイントシート JPI-7S-4-1998」

石綿ジョイントシートの寸法、性能、試験方法等を規定している。

○ 石油学会規格「配管用渦巻き形ガスケット JPI-7S-41-1998」

渦巻き形ガスケットの寸法、性能、試験方法等を規定している。

○ 石油学会規格「配管用PTFE被覆ガスケット及びPTFEソリッドガスケット JPI-7S-75-1998」

非石綿製品であるPTFE（四フッ化エチレン樹脂）被覆ガスケット及びPTFEソリッドガスケットの寸法、性能、試験方法等を規定している。

○ 石油学会規格「配管用膨張黒鉛シートガスケット JPI-7S-79-1998」

非石綿製品である膨張黒鉛シートガスケットの寸法、性能、試験方法等を規定している。本規格の適用範囲の解説では、一部の流体（酸化性酸、酸化性塩、ハロゲン化合物等）については、流体の濃度、温度、圧力によっては黒鉛が酸化し、長期的にはシール性に影響を与える場合があるとして使用しない方がよいとされている。

○ SOLAS 条約及び船舶安全法に基づく船舶設備規程においては石綿を含む材料の使用が禁止されているが、「摂氏350℃を超える高温下又は7MPaを超える圧力下で火災若しくは腐食の危険性又は毒性がある液体の循環に使用される水密継手及び内張」についてはその適用が除外されている。

○ 英国の石綿禁止法令においては、次のものは施行時期を猶予されている。

● 危険性、侵食性、毒性、可燃性、高可燃性の範疇に入るものに使用される圧縮石綿繊維ガスケット、

● 航空機・ヘリコプターの部品で安全運転に必要なもの

● 石綿とフェノール・ホルムアルデヒド混合樹脂又はクレオソートとの樹脂製品で、
- □回転式真空ポンプ用ベーン
- □回転式コンプレッサー用ベーン
- □ベアリング・ハウジング
- □最低直径150mmのスプリットフェースシールで水力発電タービン、化石燃料、原子力発電所の冷却用ポンプからの漏水を防止するもの

● 蒸気ボイラのドアを密閉する成形ジョイントで、石綿を含む布で作られたものでゴム又はエラストマーポリマーを透過防止加工したもの

○ フランスの石綿禁止法令においては、次のものは施行時期を猶予されている。

● 工業プロセスにおいて高温又は高圧下で火災・腐食・毒性のうち2つのリスクが組み合わさっている場合に流体循環に用いられる密閉パッキン・ジョイント

● 航空機用品

● 羽根式真空ポンプ、コンプレッサー用品

(3) ヒアリング結果

委員会等において石綿製品のメーカー、ユーザーから

ヒアリングを行ったところ、次のような意見があった。

● 性能の問題

・温度が100℃以上の場合には石綿ジョイントシートガスケットの代替品として膨張黒鉛テープの渦巻き形ガスケット、膨張黒鉛シートガスケットがあるが、取扱い性、シール性、厚さ等の問題がある。代替見込時期は1～3年後である。

・タイヤ加硫材のプレスの石綿布入りゴムパッキンについては代替材料がない。

・非石綿製品は、石綿製品に比べて耐久性に劣る。

・水、蒸気等を対象とし、温度が100～200℃程度の場合にも非石綿製品への代替化は困難である。

・膨張黒鉛テープの酸化防止を図った渦巻き形ガスケットも開発されており、非石綿の渦巻き形ガスケットの使用可能な範囲は広がってきている状況にある。

● 膨張黒鉛の使用の限界に係る問題

・酸化性酸（濃硫酸、硝酸、クロム酸、重クロム酸等）、酸化性塩（塩素酸カルシウム、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等）等の腐食性流体の場合に、膨張黒鉛シートガスケット、膨張黒鉛テープの渦巻き形ガスケットは使用できない。

・一部のハロゲン及びその化合物（臭素、フッ素、ヨウ素、二酸化塩素等）のガス系流体の場合に、膨張黒鉛テープの渦巻き形ガスケットは使用できない。

・黒鉛を使用するパッキンは硝酸ナトリウム等と反応して爆発する危険性があるため、温度が430℃から450℃で硝酸ナトリウム等の酸化性塩に使用するグランドパッキンの代替化は困難でかつ代替時期は未定である。

● 実証試験の必要性の問題

・ジョイントシート及びガスケット等のシール材については、ほとんどのものが代替可能と考えるが、代替品の使用実績、実証試験が不十分なため代替に時間を要する。

・代替品についてユーザーの実機で性能（安全性、耐久性等）が検証されていない製品がありその検証は個別に行う必要がある。

・膨張黒鉛を使用するジョイントシートについては、実証試験でその性能が確認できているものは一部しかない。

・パッキン、シール材については、用途が広く代替の統一的基準を決められない。

・化学プラント等に使用するシール材については気密性について高い信頼性を必要とすることから代替化の検討に時間を要する。

● 仕様上の問題

・温度が450℃以上の水系流体の場合に、フランジのガスケット座が全面座、平面座等の配管フランジに使用できる非石綿のガスケットがない。

（膨張黒鉛シートガスケット、膨張黒鉛テープの渦巻き形ガスケットは酸化消耗するため使用できない。リングジョイントガスケットは性能的には使用可能であるが、ガスケット座の形状が異なるためそのままでは使用できない。）

・ガラスライニングフランジは歪みやうねりがあるため、テフロン包みガスケット（石綿ジョイントシートを芯材としてテフロンで被覆したもの）しか使用できず、その代替化は困難であり代替見込時期は1年後である。

・石綿製品と代替品では厚さが異なるため、既設の配管のガスケット等の代替化に当たって問題が生じる可能性がある。

・膨張黒鉛ジョイントシートは、石綿ジョイントシートに比べ1枚のサイズが小さいため、配管の口径等が大きい場合には何枚かをつないで使う必要があり信頼性が低下する。

● 設備・装置の改造に係る問題

・石綿ジョイントシートガスケットを非石綿の渦巻き形ガスケットに変更する場合、最小締付け圧力の増加により、求められるフランジの強度が大きくなることから、設計の見直し、設備・装置の改造等の必要性がある場合がある。

・バルブの駆動部をシールするためのシール材（グランドパッキン）については、黒鉛系への代替化により摺動抵抗が増加するため、電気駆動の場合、駆動部の改造等が必要になる場合がある。

(4) ジョイントシート、シール材の代替可能性について

① ジョイントシート・シール材に使用されている石綿製品については、次に示すこと等から代替化が可能なものがあると考えられる。

・厚生労働省が実施したアンケート調査において、石綿製品のメーカーは、89種類のうち14種類の商品についてのみ安全確保のために石綿製品の使用が必要と回答していること

・100℃以上の流体の場合に石綿を使ったガスケットが広範に使われていると考えられるが、それに替えて膨張黒鉛シートガスケットや膨張黒鉛テープの渦巻き型ガスケットの使用が可能であると考えられること

・膨張黒鉛テープの渦巻き形ガスケットについて、テフロン等を用いて酸化を防止するための改良を行ったガスケットが開発される等、ガスケットに係る技術開発・改良が進展していること

・船舶に使用されるガスケット、パッキンについて、非石綿製品への代替化が進展していること

・日本工業規格の関連規格において、性能規定化や非石綿製品の基準が示されていること等から代替化が促進されやすくなっていること

・外国、特に欧米において代替化が進行していること

② 特に、今後新たに製造される機械・装置や新たに建設される化学プラント等の設備等においては、非石綿製品の使用を前提とした設計とそれに基づく製造・建設等を行うことができる可能性が高いため、石綿製品の代替化は既存の機械・設備等に比較して容易であると考えられる。

③ しかしながら、次のように、現時点で非石綿製品への代替化が困難なものがあると考えられる。

・主要な代替物である膨張黒鉛を使用したガスケットは、450℃以上の流体や、酸化性酸、酸化性塩等の腐食性流体、一部のハロゲン化合物等のガス系流体、硝酸ナトリウム等の炭素と反応して爆発するおそれがある物質等がある環境下においては使用できない場合があること

・テフロンガスケットは、高温使用ではクリープを発生しやすいこと

・大口径の配管等に使用するガスケットについては、膨張黒鉛シートガスケットを使用する場合、1枚のサイズが小さいため、何枚かをつないで使う必要があり、気密性等についての信頼性が低下する場合があること

・可燃性物質、引火性物質、有害性物質等を取り扱う化学プラントや放射性物質を扱う原子力発電所等で、内部の物質が漏洩し火災・爆発、健康障害等の発生の危険性がある等の箇所については、内部の物質の漏れ等について厳しく管理する必要があり、特にそのような箇所で使用される非石綿製品の耐久性等について、実際の機械・設備による検証が済んでいない場合や、同種の設備での検証データがない場合等があること

④ さらに、既に製造又は建設され、使用されている機械・装置や化学プラント等の設備等については、次のような問題がある。

・代替品の使用により、フランジの締付け圧力や座面の形状、摺動抵抗、厚さ等 が変化し、設備・装置の設計の見直し・改造等の必要性がある場合があること

⑤ これらのことから、ジョイントシート・シール材として使用されている石綿製品については、非石綿製品への代替化が可能なものがあると考えられる。しかしながら、高温の流体、腐食性の流体、ハロゲン化合物等のガス系流体が存在する環境下で使用されるものや内部の物質が漏洩し、火災・爆発・健康障害等の発生の危険性がある等の箇所に使用されるもの等については、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で非石綿製品へ代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である。これらを代替化するに当たっては、非石綿製品の開発、非石綿製品の耐久性等の実証や当該製品が使用されている機械・設備等の設計の見直し・改造等に時間を要するものがあると考えられる。

4. その他の石綿製品

(1) 摩擦材

① 調査結果等

厚生労働省が実施したアンケート調査において、石綿製品のメーカーからは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、石綿製品の使用を必要とする理由はないと回答があった。

一方、石綿製品のユーザーからは、「安全確保等の観点から石綿の使用がやむを得ないか」との設問に対し、石綿製品の使用が必要と回答があった。

代替が困難なものは、クラッチ、ブレーキライニング材との回答があった。これらの製品の非石綿製品への代替見込時期は、2003年頃との回答がある他、時期未定との回答があった。

② ヒアリング結果

委員会等において、石綿製品のメーカー、ユーザーからヒアリングを行ったところ、次のような意見があった。

● エレベータのブレーキについては既に非石綿化されている。エスカレータ、特に自動運転式のエスカレータのブレーキについては、停止頻度が高く摩耗量が多いために石綿製品が使用されているが、2003年中に非石綿製品への代替が可能である。

● クレーンの走行部分やコンベアの制動用に使用されているブレーキについては石綿製品が使用されているが、非石綿製品への代替化は可能である。

● フォークリフトのブレーキは非石綿化が進んでおり、石綿が使用されている機種についても、部品の交換の際に非石綿製品への代替化を予定している。

● 自動車のブレーキについては、業界の非石綿化への自主的取組みにより、平成7年以降の自動車のブレーキは非石綿化されている。

● 鉄道車両のブレーキについては、新造車両のものは既に非石綿化されており、旧来の車両のものについても非石綿化が進んでいる。

● 航空機の滑走用車輪のブレーキについては、石綿は使われていない。

● 原子力発電所の制御棒駆動機構の摩擦材については石綿製品が使われているものがあり、石綿製品を使わない機構の適用を検討中である。

● 代替材としては、ブレーキライニング及びディスクパッドにアラミド繊維、クラッチフェーシングにガラス長繊維が主として用いられている。また、焼結合金が自動車のブレーキに用いられている。

③ 規格・関係法令等

日本工業規格においては、「JIS R3455 産業機械用石綿ブレーキライニング」、「JIS D4311 自動車用クラッチフェーシング」、「JIS D4411 自動車用ブレーキライニング及びパッド」で性能等が規定されている。

英国の石綿禁止法令において、車のブレーキライニング、航空機又はヘリコプターの部品で安全運転に必要なものは施行時期が猶予されている。

フランスの石綿禁止法令において、航空機用品は施行時期が猶予されている。

④ 石綿製品の代替可能性について

摩擦材については、次に示す理由により、非石綿製品への代替は可能と考えられる。

- 厚生労働省が実施したアンケート調査において、石綿製品のメーカーからは石綿製品の使用が不可欠であるとの回答がなかったこと。
- 自動車、鉄道車両、フォークリフト、クレーン・エレベータ・エスカレータ等産業機械のブレーキについては、既に非石綿化されているか、今後代替化が予定されており、技術的には代替化が可能と考えられること。

石綿を含有するクラッチ、ブレーキライニングは製造の際のみならず、当該製品の使用において摩耗することにより、メンテナンス時等に関係労働者が石綿に曝露されるおそれがあることからも、代替化することが必要である。

(2) 石綿布、石綿糸等

厚生労働省が実施したアンケート調査において、石綿製品メーカーは、「石綿を使用しなければ安全確保等が困難か」との設問に対し、半製品であるためにユーザー、最終製品メーカーでないと代替可能性等について判断することは困難と回答があった。

また、ヒアリング等の結果、防炎服には現在石綿は用いられていないとの回答があった。

日本工業規格においては、「JIS R3451 石綿布」及び「JIS R3452 石綿組みひも」で性能等が規定されていたが、これらの規格は現在廃止されている。

石綿布、石綿糸等の代替可能性については、それら製品がシール材等として使用されるか、二次的にシール材等に加工されることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる。

第6部
代替化の促進について

石綿製品について、今後非石綿製品への代替化を促進するためには、石綿製品メーカーやユーザー及びそれらの団体並びに国がそれぞれの役割を果たすことが期待される。

1. 石綿製品メーカー及びメーカー団体

石綿製品メーカーは、必要に応じ石綿製品ユーザーの協力を得つつ、非石綿製品への代替化を推進するための計画を策定する等により、計画的に、また速やかに、非石綿製品の製造技術の開発・改良、製造方法の変更等を促進し、非石綿製品の生産・供給体制の整備に努めることが重要である。

また、メーカー団体は、団体としての代替化を推進するための計画の策定、共同研究の実施、非石綿製品への代替化の技術情報の提供等の構成企業に対する技術的な支援等により、構成企業における非石綿製品への代替化の促進に努めることが重要である。

2. 石綿製品ユーザー及びユーザー団体

石綿製品ユーザーは、石綿製品の使用状況を把握するとともに、非石綿製品への代替化を推進するための計画を策定する等により、それらの代替可能性を検討し、代替が可能なものについては、当該製品を使用する施設・設備・機器等の建設、製造、設置等の機会又は当該製品の点検、交換等の機会を捉え、計画的に代替化の促進に努めることが重要である。また、現時点で代替化が困難な石綿製品については、石綿製品メーカーの非石綿製品の開発等に必要に応じ協力するとともに、それらの製品が使用されている施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、代替化の促進に努めることが重要である。

また、ユーザー団体は、構成企業における石綿製品の代替化推進状況を把握し、団体としての代替化を推進するための計画の策定、非石綿製品への代替化の技術情報の提供等により、構成企業における非石綿製品への代替化の促進に努めることが重要である。

なお、非石綿製品は石綿製品と特性等が異なることから、非石綿製品の使用に当たっては、必要に応じその特性等を考慮した施工方法の採用やメンテナンスの実施に配慮する必要がある。

3. 国

国においては、代替可能な石綿製品について禁止措置のための関係法令等を整備すること、必要に応じ非石綿製品の使用を念頭においた規格等の整備を図ること、石綿製品を取り扱う企業及びそれらの業界団体に対し、円滑な代替化推進に向けて、きめ細かな情報提供をはじめとした相談援助・支援を行うことが必要である。

また、石綿製品メーカー及びユーザーにおける代替化推進状況をフォローアップするとともに、石綿及び石綿製

品の代替可能性を明らかにすること等により、石綿製品メーカー及びユーザーにおける代替化の促進を図ることが重要である。

さらに、石綿製品メーカーやユーザー及びそれらの団体等に対し、石綿に係る既存の法令の周知・徹底を一層図ることが重要である。

(資料1)

石綿について

1. 石綿の種類

	分類	石綿名	備考
石綿	蛇紋石系	クリソタイル(白石綿)	輸入により使用
	角閃石系	クロシドライト(青石綿)	労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
		アモサイト(茶石綿)	
		アンソフィライト	他の石綿の鉱床中に不純物として含まれる日本国内の産業界で使用されていない
		トレモライト	
		アクチノライト	

2. 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を生じるおそれがある。

●石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症(じん肺)という病気の一つである。肺の線維化を起こすものは他の鉱物性粉じん等多くの原因があるが、石綿のばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺として区別している。

●肺がん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。発がん性の強さは、石綿の種類により異なる他、石綿の太さ、長さにも関与する。

●悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍である。

(資料2)

石綿の使用状況

(1)輸入量

日本の石綿輸入量は1960年代より増加し、1974年の35万トンを最高に年間約30万トン前後で推移してきたが、1990年代から年々減少傾向にあり、2001年は7万9千トンとなっている。2002年の輸入量は4万3千トンであり、前年比45%減、ピーク時の88%減となっている。

[グラフ省略]

日本への主な輸入元は、カナダ(56.4%)、ジンバブエ(25.8%)、ブラジル(6.9%)である(2002年)。

(2) 石綿品の用途

石綿の使用量のうち 9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されている。

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板(平板)	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板(波板)	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
	石綿セメント円筒	煙突
非建材	断熱材用接着剤	高温下で使用される工業用断熱材同士の際潤を埋める接着剤
	耐熱、電気絶縁板	配電盤等
	ジョイントシート	配管又は機器のガスケット
	シール材	機器等の接続部分からの流体の漏洩防止用の詰物
	その他の石綿製品	工業製品材料(石綿布等)、ブレーキ(摩擦材)

(資料3)

石綿の代替繊維の種類と有害性

(1) 人造鉱物繊維

ガラス、岩石を溶融し、繊維状に加工したもの。

主な代替繊維	用途	IARCの評価
ガラス長繊維	建材、シール材、摩擦材、絶縁材	3
グラスウール	保温材、断熱材、吸音材	3
ロックウール	吹き付け材、保温材、吸音材、断熱材	3
スラグウール	吹き付け材、保温材、吸音材、断熱材	3

(2) 天然鉱物繊維

天然に産出する繊維状の鉱物。

主な代替繊維	用途	IARCの評価
セピオライト	建材、塗料、接着剤	3
ワラストナイト	建材、塗料	3

(3) その他

化学的に合成した繊維、天然の有機繊維等。

主な代替繊維	用途	IARCの評価
アラミド繊維	摩擦材、シール材	3
ビニロン繊維	建材	3
パルプ	建材	未評価
セラミック繊維	耐火材、摩擦材	2B
炭素繊維	建材、摩擦材、シール材、耐火材	未評価

注: IARC(国際がん研究機関)の評価について
(1)についてはIARCモノグラフVol.81評価(2001年10月)
(2), (3)についてはVol.79 までの評価
【評価カテゴリー】
グループ1 :「ヒトに対して発がん性がある」
グループ2A:「ヒトに対しておそらく発ガン性がある」
グループ2B:「ヒトに対して発がん性の可能性がある」
グループ3 :「ヒトに対する発がん性については分類できない」
グループ4 :「ヒトに対しておそらく発がん性がない」
注2:石綿は全ての種類についてグループ1

（資料4）

海外の石綿の使用禁止措置の比較

	禁止措置内容（発効）	禁止の範囲	禁止除外品又は製造・使用可能な製品（期限）	除外品等に使用可能な石綿の種類
アメリカ	一部の製品を禁止、製造・使用可能な製品を指定（1993年11月＊）	①波形紙、②ロールボード、③商業紙、④専門紙、⑤フローリングフェルト、⑥新たな用途への使用	①石綿セメント波板、②石綿セメント平板、③石綿布、④パイプラインラップ、⑤ルーフィングフェルト、⑥ビニル石綿床タイル、⑦石綿セメント屋根板、⑧ミルボード、⑨石綿セメント円筒、⑩自動トランスミッション部品、⑪クラッチフェーシング、⑫摩擦材、⑬ディスクブレーキパッド、⑭ドラムブレーキライニング、⑮ブレーキブロック、⑯ガスケット、⑰ノンルーフィングコーティング、⑲ルーフコーティング	指定なし
イギリス	一部例外を除き禁止（1999年11月）	輸入、供給、使用	・危険性、侵食性、毒性、可燃性、高可燃性の範疇に入るものに使用される圧縮石綿繊維ガスケット（塩素をのぞく）（2001.1.1） ・塩素に使用される圧縮石綿繊維ガスケット（2003.1.1） ・乾燥時に1900kg/m3以上の密度で500℃以上の温度に使用する板状のもの（2003.1.1） ・航空機又はヘリコプターの部品で安全運転に必要なもの（2004.1.1） ・石綿とフェノール・ホルムアルデヒド混合樹脂、又はクレオソートとの樹脂製品で、①回転式真空ポンプ用ベーン、②回転式コンプレッサー用ベーン、③ベアリング又はそのハウジング、④最低直径150mmのスプリット・フェース・シールで水力発電タービンからや、化石燃料又は原子力発電所の冷却用ポンプからの漏水を防止するもの（2004.1.1） ・蒸気ボイラーのドアを密閉する成型ジョイントで、石綿を含む布で作らせたもので、ゴム又はエラストマー・ポリマーを透過防止加工したもの（2004.1.1） ・個別使用防護服で500℃以上の温度の物質の取扱い用のもの（2005.1.1） ・車のブレーキライニング（2005.1.1、原料は期限なし） ・塩素アルカリ製造用の既存の電気分解工場の電気隔膜槽に使用されている隔膜層（2005.1.1、原料は期限なし） ・加圧下のアセチレン・ガス貯蔵用容器（供給・使用は期限なし、輸入は1999年11月24日以前に使用中のものに限る、原料は禁止）	クリソタイルのみ
フランス	一部例外を除き禁止（1997年1月）	製造、加工、販売、輸入、国内市場への導入、輸出、販売目的の保有、提供、販売、譲渡	・原子力潜水艦内での酸素生産及び塩素生産に用いられるダイアフラム（2001.1.1） ・3.5トン以上の特殊軍用車両、羽根式真空ポンプおよびコンプレッサー用品（1999.1.1） ・航空機用品（2002.1.1） ・工業プロセスにおいて高温ないし高圧下で火災、腐食ないし毒性のうち2つのリスクが組み合わさっている場合に、流体循環に用いられる密閉パッキン及びジョイント（2002.1.1） ・1000℃を超える温度に対応するため工業的環境で用いられる柔軟ないしフレキシブルな断熱装置（2002.1.1） ・1000℃を超える温度のためにミサイルで用いられる剛性断熱装置（2002.1.1）	クリソタイルのみ
EU	一部例外を除き禁止（2005年1月）	販売、使用	既存の電解設備用のダイアフラム（耐用年数終了又は適当な代替物が入手できるまで）	クリソタイルのみ
SOLAS条約	一部例外を除き禁止（2002年7月）	船舶への新規設置	・ロータリー式圧縮機及びロータリーポンプにおいて使用される羽根車 ・350℃を超える高温下または7MPaを超える圧力下で、火災、腐食または毒性の危険性がある液体の循環に使用される水密継手及び内張 ・1000℃を超える部分で使用される軟性及び弾力性の必要な断熱材	指定なし

＊1989年7月に石綿含有製品の大幅な規制を行ったところ、1991年に米国連邦裁判所がこれを無効としたため、その裁定を受けて1993年11月に定められた措置内容。

連載第21回

語りつがねばならぬこと
―日本・アジアの片隅から―

年少女子保護の労基法改正を提言

塩沢美代子

1961（昭和36）年8月27日から9月4日まで、労研の疲労度測定の検査が行われた。

私はそれまでに、何度も実施工場に行って、組合役員、婦人懇談会役員と話しあって、調査の目的や内容について説明し、被験者をきめる作業をした。被験者には、始業時、休憩時、終業時に、さまざまな検査を受けてもらわなければならないし、採血や労働時間中の尿をためるなど、いやがる人もいるだろうから、労研の示した基準にあう女性たちに、調査の目的や、具体的な検査内容を話して協力を求めた。

女子組合員は、仕事のつらさを実感しているので、予想より容易に、被験者になってくれて、必要人員を得ることができた。調査チームは労研から医師の森岡・小木両氏の他に別の部門担当の研究員も動員され、女性アルバイト数名で構成された。調査は2工場あわせて9日間、工場に泊りこみで、行なわれた。

受け入れ側として、片倉の婦人懇談会の会長で本部専従であり、繊維労連の埼玉県支部の活動にも関っていたIさんと私が、労研チームと行動をともにした。

疲労度測定の内容

疲労度測定は次の方法で行われた。

A　作業前後身体機能検査

（作業開始直前及び終了直後に、次の検査を行った。）

1　フリッカー値測定

視覚機能を通して、大脳中枢の活動水準を知る検査で、食事休憩時にも測定

2　タッピングテンポ

指の屈伸運動速度を、カウンター叩打でしらべるもの

3　色名呼称検査

不規則な順序にはられた1センチ角の5色の色を、できるだけ早く読み上げる検査で、今回は200個の呼称を行った。これは精神疲労の程度を測定する方法と

して、よく用いられる。

4　下腿囲

椅子に座って、ふくらはぎの太さをはかる。立ち作業による下腿腫脹の指標とする。

5　体重

労働時間中の発汗量測定の基準となる。

6　舌下温、脈数、血圧

B　作業時間中の発汗量測定及び血液、尿の検査

1　発汗量

作業前後の体重計測と、その間の飲水量及び食事摂取量をはかり、尿以外に体から失われた水分量（腎外水分喪失量）をもって、発汗量の大小を推定しうる。

2　尿

作業中の尿について、ナトリウム・カリウムを分析

3　血液

A工場では交替勤務時及び日勤時に分け、B工場では両日に分け、各1回ずつ食事休憩前に採血し、全血及び血清比重、及びヘモグロビン量、血清蛋白等を測定

C　質問紙による調査

1　作業後の疲労自覚症状調査

日本産業衛生協会産業疲労委員会が選定した質問用紙による。

2　睡眠時間調査

睡眠時刻、時間、睡眠良否等を1週間にわたり各自記入

D　作業中のタイムスタディ

各職種について、実作業中の作業動作頻度を10秒毎にスナップリーディング法により記録し、労働密度、消費カロリーの推定に資した。

E　職場内温熱条件

各勤務中3回、職場の気温、湿度を測定

ハードだった9日間の調査

これだけの検査を行うには、被験者は始業の3～40分前に、検査の行われる場所にこなくてはならないし、昼休みも終業後も検査を受けにこなくてはならない。その上、作業中に飲んだ水を計量カップの口盛りで記録し、尿も自分の容器にため、作業後には疲労自覚調査の当該項目をチェックするなど、負担が大きかったが、実によく協力してくれた。

調査する側も、日勤者の場合は、朝6時頃から準備し、夜も8時頃には終れるからまだよかったが、二交替勤務者の場合はたいへんだった。

早番の検査は午前3時頃に起きて準備にかかり、4時過ぎからはじまる。お昼は後番の作業開始前の検査から、早番の作業終了後の検査へとつづく。夜は10時30分に終業となる後番の検査がはじまり、記録の整理などすると12時過ぎになる。それから汗を流し、床につけるのは午前1時頃になり、目覚まし時計を3時に設定して眠りについた。

Iさんと私は、検査時の被験者が全員きているかの確認と、何種類もの検査を漏れなく受けているかのチェック、検査がスムーズにいくような場内整理などをやった。検査内容では、ふくらはぎの太さを巻き尺ではかることしか手伝えなかった。だから検査時間以外は、休息もできたが、労研の研究員たちは、血液や尿の分析や、工場にはいって、作業中の被験者の、スナップリーディング調査をやっていた。

これは作業者が一箇所での立ち作業なら、その後ろに立って、歩行作業なら一緒に歩きながら、10秒ごとに、どんな姿勢でどんな動作をしているかを記録するもので、30～90分くらい継続する。私は3時間足らずの睡眠で、フル廻転で働いている研究員の仕事ぶりを、感心して眺めていた。私たちも、工場側と調査チー

ムとのコーディネーターとして、何かと気をつかったり、被験者に脱落者が出ず、正確なデータがとれるように、緊張して過したが、被験者の協力がとてもよくて、無事に予定どおりの調査が終った。

私にとってもハードな9日間だったが、なぜか楽しい思い出になっている。食事のときや、わずかな休憩時の談笑が面白かったからだろう。アルバイトのひとりは、新婚ほやほやの小木夫人で、何かと冷やかされていた。

分厚い報告書を要約

秋も深まった頃、労研の森岡・小木の両氏がまとめた、調査報告書がとどいた。グラフや表を含めて10センチもありそうな分厚いもので、詳細な専門的な内容だった。まずこれを私が読みこなして、重要な部分を誰にでもわかるように、要約するのが仕事となった。その結果は次のとおりだった。

1　疲労自覚症状の訴え頻度が非常に高い。
（労研は同じ調査表で多くの職場で調査しているが、今回の調査では非常に高いことが指摘された）

2　下腿囲ののびがいちじるしく高い
（ふくらはぎの太さが作業後にふえる）

3　血液比重、ヘモグロビン量が少ない
（かつて労研の斉藤氏が行った紡績の調査結果より悪く、労働力の消耗を意味している。過半数が未成年女子のヘモグロビンの低さは、その作業条件との関連において注目されるべき事実である。）

さらに疲労の要因の観察結果として、

1　労働密度がきわめて高いこと
10秒ごとの各瞬間の作業要素を読みとるタイムスタディにより観察した結果、各職種とも、作業要素の転換がきわめて敏速に行われている。

2　二交替勤務者は早朝・深夜に及ぶ変則的生活を強いられること

（1）疲労度の訴え率が日勤者より高い
（2）睡眠障害が多い
（3）タッピング値にみられる、交代勤務者（とくに後番日）の末梢運動機能低下
（4）フリッカー値の低下が、後番者の作業後にいちじるしい
（5）色名呼称検査の成績が後番者が悪かった（精神疲労の程度が大きいことを示す）
（6）尿のナトリウム、カリウム比が、早番者に低く、早朝労働の負担が示される
（7）早番者の作業前のフリッカー値、タッピング値、体温等機能面の低水準は、早朝勤務時に身体の活動水準が、昼間の普通のレベルにないことを示す

3　作業環境（とくに温熱条件の悪いこと）

（1）職種によっては発汗量が限界をこえている
（2）早朝より深夜にわたる気温の時刻差が大きいので、冬季は早朝・深夜の寒冷が問題となるであろう

このような調査結果を、きわめておおまかにまとめると、

1　二交替勤務者の疲労度は日勤者より高い
2　日勤者でも疲労度は医学的に問題視されるほど高い

ということだった。

女子労働者たちの、身体がきついという訴えは、医学的にも立証されたわけである。

森岡氏は、「労働生理学的調査結果を総合して、15歳～20歳は基礎的な身体的機能が、かなり高い水準にあるので、それが労働の遂行に一面よく適応した状態を現出させているが、その間に加えられる負担が、以後の健康に好ましからぬ影響をもつことも否定できない。これは将来の母体保護の見地からも、社会的に放置してはならない問題である」と指摘された。

労基法改正要望をつけて提出

私は労働協会への報告書には、労研の調査結果を、私の解説に誤りがないかチェックしていただいた上で、なるべく詳細に紹介し、こういう状況を改善するには、法的規制に頼らざるをえないという立場で、婦人と年少者保護条項を再検討し、改正すべき点として、次の点を提示した。

1　実働8時間について

今回の調査のみならず、1951年に斉藤一氏が紡績労働者について行った調査においても、繊維労働者の実作業率がたいへん高いことが判明している。

千差万別の作業形態のなかで、労働密度を法的に規制することはできない。本来なら労働組合法の権利によって、労使交渉によって解決すべき問題だが、年少女子を主体とする職場においては、それが不可能に近い。

こういう状況下では、8時間の実労働時間が長すぎると、いわざるをえない。加えて18歳をこせば、1日に2時間、1週間に6時間、1年に150時間の残業が許されているのは不適当である。母性を守るためにも、総労働時間の規制をもっと強める必要がある。

2　休憩時間について

労働時間が6時間をこえる場合は、45分、8時間をこえる場合は、1時間の休憩を労働時間内に与えねばならないという規定があるが、立作業で密度のこい労働では、一連続労働時間をもっと短縮する必要がある。

3　深夜業について

工場労働では、年少者及び女子の深夜業は禁じられており、その時間帯は午後10時から午前5時となっているが、これを延長すべきである。

少なくともILO条約第89号の"工業に使用される婦人の夜業に関する条約"に示される、「午後10時より午前5時までに至る7時間を含む11時間を深夜として、その時間帯は、年齢にかかわらず婦人労働者を使用してはならない」という線まで、ただちに引上げるべきであること。

すでにイギリスにおいて、婦人労働者は、「午後8時から午前7時まで」、ドイツにおいて、「午後8時から午前6時まで」の夜業が禁じられている例にならうべきである。(ILO条約及びイギリスとドイツの規定はすべて、1962年現在である)

4　職場気温について

女子と年少者の就労を禁じている「著しく暑熱の場所における業務」の高温上限が摂氏40度となっているのを、34～5度に引下げ、その範囲内に作業場の温度を調節する設備の設置を義務づけること。

その他にも、「休日の例外規定」「休憩の例外規定」「変形8時間労働制」「寄宿舎の居室面積」「二交替制実施の場合の寄宿設備条件」についてとり上げたが、詳細は省略する。

そして、労働組合により労使の力関係を対等に保つことのできない、年少女子主体の労働現場では、労働基準法のみがよりどころであることを強調したのである。

私はこの調査報告書を、「繊維婦人労働者の立場からみた、現行労働基準法の問題点」というタイトルで、日本労働協会に提出した。

労基法の問題点を指摘し、具体的に改正の要望を述べたこの報告書は、協会内で問題となったようで、なかなか発行されなかった。

前年の報告書が、3月20日に提出し、4月10日に発行されたのに、今回も同じ日に提出したのが、やっと7月15日に発行された。3か月もめていたことになるが、おそらく飼手理事が、がんばって発行に至ったものと推測される。原文のまま日本労働協会調査研究資料No.59として日の目をみたのである。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

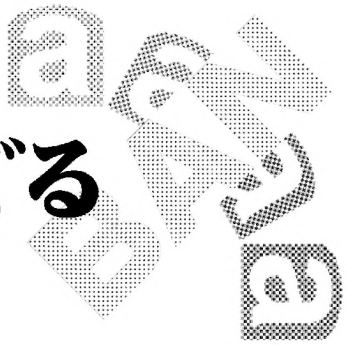

EUの新たなアスベスト作業規制指令

Directive 2003/18/EC, 2003.3.27

職場におけるアスベスト曝露に関連したリスクからの労働者の防護に関する理事会指令83/477/EECを改正する欧州議会および理事会指令2003/18/EC
2003年3月27日

欧州議会および欧州連合理事会は、

欧州共同体設立条約、およびとりわけその第137条第2項を考慮し、

社会的パートナーおよび労働における安全、衛生および健康防護に関する諮問委員会との協議を踏まえた[欧州]委員会の提案[2002年1・2月号71頁参照]を考慮し、

欧州経済社会評議会の見解[2002年4月号46頁参照]を考慮し、

地域評議会と協議し、

同条約第251号に定められた手続に従って、

(1) 理事会が、アスベスト曝露からの労働者の防護に関する1998年4月7日の結論において、現在最もリスクのある労働者、とくにアスベストを除去する労働者およびサービス・保守整備(メインテナンス)業務において突発的にアスベストに遭遇する労働者に再度焦点を当て、防護措置を適用させることのメリットをとりわけ考慮して、委員会に対して指令83/477/EECを改正する提案を提出するよう促したこと

(2) それらの結論において、クリソタイルへの曝露限界、および世界保健機関(WHO)が採用した手法に基づいて行われた大気中のアスベストの測定方法に関するより詳細な調査研究を考慮して、指令83/477/EECを改正する提案を提出するよう、委員会が求められたこと

(3) 経済社会評議会が、その見解において委員会に対して、労働者に対するリスクを削減する新たな措置を求めたこと

(4) 特定の有害化学物質および調剤の流通および使用の制限に関する加盟諸国の法令および行政規定の接近に関する[直近では委員会指令2001/91/ECにより改正されたかたちでの]1976年7月27日の理事会指令76/769/EECによって導入された、2005年1月1日から発効するクリソタイル・アスベストの流通および使用の禁止が、労働者のアスベスト曝露に重要な削減をもたらすであろうこと

(5) すべての労働者がアスベスト曝露に伴うリスクから防護されるべきであること、およびそれゆえ海上および航空輸送に適用される除外[規定]は削除されるべきであること

(6) 各繊維の定義を明解にさせるために、それらが、鉱物学的用語において、また該当する化学物質情報検索サービス(CAS)番号に関して、の双方において再定義されるべきであること

(7) アスベストの流通および使用に関する他の共同体の規定を侵害することなく、アスベスト曝露を伴う活動を制限することが、かかる曝露に伴う疾病の予防に重要な役割を果たすべきであること

(8) アスベスト曝露を伴う活動に対する届出システムが、新たな作業の状況に対して適合されるべきであること

(9) アスベストの摘出またはアスベスト製品の製造および加工あるいは意図的にアスベストを含有させた製品の製造および加工中における、労働者をアスベストに曝露させる活動を根絶することが、それらの曝露レベルが高くかつ予測できないものであるという観点から、重要であること

(10) 最新の技術的ノウハウを考慮して、大気中のアスベスト・レベル測定に用いられる試料採集および繊維測定方法を、より精密に明示する必要があること

(11) それ以下であればアスベストががんリスクを伴わないという、曝露閾値を確定することがたとえいまだ可能ではないとしても、アスベストに対する職業曝露の限界値が引き下げられるべきであること

(12) 使用者は、何らかのアスベスト除去プロジェクトを開始する前に、建築物または設備におけるアスベストの存在または推定される存在を記録し、かつ、建築物の内部または建築物上でそれを使用、保守整備、またはその他の活動を行う結果としてアスベストに曝露するかもしれない他者にこの情報を周知しなければならないこととすべきであること

(13) 解体またはアスベスト除去作業は、労働者を防護するためにとられるべきあらゆる用心に精通しているという保証のもとで実行されるということが確保されるべきであること

(14) アスベストに曝露しまたは曝露しそうな労働者に対する特別なトレーニングが、当該曝露に伴うリスクを大いに低減させるために、提供されるべきであること

(15) 指令83/477/EECにおいて提供される曝露登録および医学的記録の内容を、職場における発がん物質への曝露に伴うリスクからの労働者の防護に関する理事会指令90/394/EEC([フレームワーク]指令89/391/EEC第16条第1項の趣旨における6番目の個別指令)に規定される記録に沿ったものに至らせるべきであること

(16) 曝露労働者の臨床的サーヴェイランスに関する実践的な勧告が、アスベストに関連した病理の早期発見の観点から、最新の医学的知見に沿ったものに更新されるべきであること

(17) 提案された行動の目的、すなわち職場におけるアスベストへの曝露に伴うリスクからの労働者の防護の改善は、加盟諸国によっては十分に達成できず、それゆえ行動の規模および影響という理由から、共同体レベルでより効果的に達成できることから、[欧州共同体設立]条約第5条に規定される補完性の原則に従って、措置を採用することとなる。同条に規定される均等性に従って、本指令が当該目的を達成するために必要なことを超えるものではないこと

(18) 本指令に含まれる改正が、域内市場の社会的広がりの創造に向けた具体的な貢献をなすこと

(19) これらの改正が、中小企業の育成と発展に係る不必要な負荷を引き起こさないようにするために、最小限にかぎられたものであること

(20) 指令83/477/EECがそれゆえ適宜に改正されるべきであること

に鑑み、

本指令を採択した。

第1条

指令83/477/EECは、これによって、以下のように改正される。

1) 第1条のうち、第2項は削除される。

2) 第2条は、以下によって置き換えられる。

「第2条
本指令において、「アスベスト」とは、以下の繊維状珪酸塩を意味する。
—Asbestos actinolite, CAS No 77536-66-4*
—Asbestos gruenerite (amosite), CAS No 12172-73-5*
—Asbestos anthophyllite, CAS No 77536-67-5*
—Chrysotile, CAS No 12001-29-5*
—Crocidolite, CAS No 12001-28-4*
—Asbestos tremolite, CAS No 77536-68-6*
*ケミカル・アブストラクト・サービス(CAS)の登録番号」

3) 第3条のうち、
(a) 第3項は、以下によって置き換えられる。
「3 労働者の曝露が散発的かつ低強度であることを条件とし、かつ、第2項に規定するリスクアセスメントの結果から、作業区域の大気中においてアスベストに係る曝露限界を超えないことが明らかである場合、第4、15および16条は、作業が以下を伴う場合には適用されない。
(a) 非飛散性物質のみを取り扱う、短時間、非連続的な保守整備作業
(b) アスベスト繊維が物質の基盤内で強固に結合している、拡傷していない物質の、それを劣化させることのない除去作業
(c) 良い状態のアスベスト含有物の封じ込めまたは封印
(d) 大気モニタリングおよび管理、および特定の物質がアスベストを含有するかどうかを確認するための試料採集」
(b) 以下の項が挿入される。
「3a 加盟国は、国内の法令および慣行に従い社会的パートナーと協議したうえで、第3項に規定する散発的かつ低強度の曝露を判定するための実際的なガイドラインを定めなければならない。」

4) 第4条は、以下のように修正される。
(a) 第2)号は、以下によって置き換えられる。
「2) 国内の法律、規則および行政規定に従い、使用者により、加盟国の責任ある機関に対して、作業を開始する前に、届出が提出されなければならない。
届出には、少なくとも以下に関する簡潔な記述を含めなければならない。
(a) 作業場所の位置
(b) 使用されているかまたは取り扱うアスベストの種類および量
(c) 関連する作業および手順
(d) 関与する労働者の数
(e) 作業の開始日および期間
(f) 労働者のアスベスト曝露を制限するためにとられる措置」
(b) 第4)号は、以下によって置き換えられる。
「4) アスベストまたはアスベスト含有物からの粉じんへの曝露を著しく増加させる結果につながりそうな作業条件の変化が生じるごとに、新たな届出が提出されなければならない。」

5) 第5条に、以下の項[段落]が追加される。
「アスベストの流通および使用に関する他の共同体の規定の適用を侵害することなしに、解体およびアスベスト除去の結果としての製品の処理および廃棄を除き、アスベストの摘出またはアスベスト製品の製造および加工あるいは意図的に加えたアスベストを含有する製品の製造および加工は、禁止される。」

6) 第6条は、以下によって置き換えられる。
「第6条
第3条第1項に規定するすべての作業に関して、作業場所におけるアスベストまたはアスベスト含有物から生ずる粉じんへの労働者の曝露は、とりわけ以下の手段によって、最小限に低減されなければならず、かつ、いかなる場合にも、とりわけ以下の措置によって、第8条で定める限界値を下回らなければならない。
(1) アスベストまたはアスベスト含有物から生ずる粉じんに曝露するか、または、曝露する可能性のある労働者の数は、可能な最低限の数に制限しなければならない。
(2) 作業手順は、アスベスト粉じんを生じないように、それが不可能であることが明らかな場合には、アスベスト粉じんの大気中への飛散を避

けるように、設計されなければならない。

(3) アスベストの取り扱いに関わるすべての設備および機器は、定期的かつ効果的に、清掃および保守整備が可能なものでなければならない。

(4) アスベストまたは粉じん飛散性アスベスト含有物は、適切に封印された梱包のなかに、貯蔵および運搬されなければならない。

(5) 廃棄物は、可能な限り速やかに、適切に封印されたアスベストを含有していることを示すラベル付きの梱包のなかに収集され、かつ、作業場所から撤去されなければならない。この措置は、採掘作業には適用されない。当該廃棄物は、その後、1991年12月12日の理事会指令91/689/EECに従って、処理されなければならない。」

7) 第7条は、以下によって置き換えられる。

「第7条

1 初回のリスクアセスメントの結果に応じ、および、第8条で定める限界値の遵守を確保するために、定期的に、作業場所における大気中のアスベスト繊維の測定が実施されなければならない。

2 サンプリングは、アスベストおよびアスベスト含有物から生じる粉じんへの、労働者の個人曝露を代表するものでなければならない。

3 サンプリングは、事業場内の労働者および/またはその代表と協議したうえで実施されなければならない。

4 サンプリングは、適切な資格のある者によって実施されなければならない。採取されたサンプルは、繊維計測機器を備えた研究室において、第6項に従い、分析されなければならない。

5 サンプリングの時間は、測定または時間加重計算により、8時間参照期間(1シフト)についての代表的曝露を確定できるようなものでなければならない。

6 繊維数の計測は、可能な場合は必ず、1997年のWHO(世界保健機関)の勧告する方法*または同等の結果が得られる何らかの方法に従って、PCM(位相差顕微鏡)により実施されなければならない。

大気中のアスベスト測定の目的については、最初の補項でふれたように、長さが5マイクロメーターを超え、幅が3マイクロメーター未満、かつ長さ/幅の比が3:1より大きい繊維のみが考慮される。

* 大気中の繊維濃度の測定。勧告された位相差光学顕微鏡による方法(メンブレイン・フィルター法)、WHO, Geneva 1997 (ISBN 92 4 154496 1)。」

8) 第8条は、以下によって置き換えられる。

「第8条

使用者は、いかなる労働者も、8時間時間加重平均(TWA)で1cm^{3}当たり0.1繊維を超える大気中のアスベスト濃度に、曝露することがないようにしなければならない。」

9) 第9条のうち、第1項は削除される。

10) 第10条は、以下のように修正される。

(a) 第1項のうち、最初の補項[段落]は、以下によって置き換えられる。

「第8条で定める限界値を超す場合には、限界を超えた理由が確認されなければならず、かつ、可能な限り速やかに、状況を改善するために適切な措置がとられなければならない。」

(b) 第3項は、以下によって置き換えられる。

「3 他の手段では曝露を低減できない場合、および、限界値を遵守するには個人呼吸用保護具の着用が必要とされる場合には、これ[個人保護具の使用]が永続的であってはならず、厳格に個別労働者にとっての必要最小限必要な範囲にとどめなければならない。かかる器具の使用を必要とする作業期間は、適切な場合には、国内の法律および慣行に従って、労働者および/またはその代表と協議して、物理的および気候的状況にふさわしい休憩のための条項が設けられなければならない。」

11) 以下の条文が挿入される。

「第10a条

解体または保守整備作業を開始する前に、使用者は、適当な場合には設備の所有者から情報を得ることにより、アスベストを含有していることが

疑われる物を確認するために必要なすべての手順がとられなければならない。

物または建物のなかにアスベストの存在が何かしら疑われる場合には、本指令の適用できる規定が遵守されなければならない。

12）第11条のうち、第1項は、以下によって置き換えられる。

「1　大気中のアスベスト濃度を制限するための工学的予防措置にもかかわらず、第8条で設定される限界値を超えることが予測される、解体、除去、改修および保守整備などの一定の作業の場合には、使用者は、労働者が当該作業に従事する間に、労働者の防護を確保するための、とりわけ以下の措置を、決定しなければならない。

(a) 労働者は、着用しなければならない、呼吸器および他の個人保護機器を支給されなければならず、かつ

(b) 第8条に定める限界値を超えることが予測されることを指摘する、警告表示が掲げられなければならず、かつ

(c) アスベストおよびアスベスト含有物から生じる粉じんの当該設備または作業場所の外部への飛散が防止されなければならない。」

13）第12条第2項のうち、最初の2つの補項[段落]は、以下によって置き換えられる。

「2　第1項に規定する計画には、作業場所における労働者の安全と健康を確保するために必要な措置が記載されなければならない。

計画には、とりわけ以下のことを明記しなければならない。

―アスベストおよび/またはアスベスト含有製品は、アスベストおよび/またはアスベスト含有製品がその場に残された場合よりも労働者により大きなリスクを引き起こすことになる場合を除いて、解体手法が適用される前に除去されるべきである。

―必要な場合には、第11条第1項(a)号に規定する個人保護機器が与えられなければならない。

―アスベスト解体または除去作業が完了した場合には、作業場所にアスベスト曝露のリスクが存在していないことが、国内の法令および慣行に従って実証されなければならない。

14）以下の条文が挿入される。

「第12a条

1　使用者は、アスベスト含有粉じんに曝露するか、または曝露しそうなすべての労働者に対して、適切なトレーニングを提供しなければならない。かかるトレーニングは、定期的な間隔で、かつ、労働者の費用負担なしに、提供されなければならない。

2　トレーニングの内容は、労働者にとって理解しやすいものでなければならない。それは、予防および安全、とりわけ以下に関する必要な知識および技能を、労働者が習得できるようにするものでなければならない。

(a) アスベストの特性、および、喫煙の相乗的効果を含めた、その健康に対する影響

(b) アスベストを含有していそうな製品または物の種類

(c) アスベスト曝露につながる可能性のある作業、および、曝露を最小化するための予防的管理の重要性

(d) 安全な作業慣行、管理および防護機器

(e) 呼吸器の適切な役割、選択、限界および適切な使用

(f) 緊急時の手順

(g) 汚染除去手順

(h) 廃棄物処理

(i) 健康診断の要求事項

3　アスベスト除去作業者向けのトレーニングの実際的ガイドラインが、共同体レベルで開発されなければならない。

第12b条

アスベスト解体または除去作業を実施する前に、企業は、この分野における能力[を有していること]の証拠を提供しなければならない。証拠は、国内の法律および/または慣行に従って策定されなければならない。」

15）第14条第2項のうち、(b)号は、以下によって

置き換えられる。

「(b) 結果が第8条で定める限界値を超した場合は、当該事業または企業における関係労働者およびその代表は、その事実およびその理由を可能な限り速やかに知らされなければならず、かつ、当該事業または企業の労働者および/またはその代表は、とられるべき措置について協議されなければならず、ないし緊急時においては、すでにとられた措置について知らされなければならない。

16) 第15条のうち、第3号は、以下によって置き換えられる。

「3 曝露終了後に受けるかもしれない何らかの健康アセスメントに関する情報および助言が、労働者に与えられなければならない。

医師または労働者の医学的サーヴェイランスに責任を有する機関は、曝露終了後、関係労働者の健康を守るために必要と彼らが考える限り、医学的サーヴェイランスを継続しなければならないと指示するかもしれない。

かかる継続的医学的サーヴェイランスは、個々の加盟諸国の法律および慣行に従って、実施されなければならない。」

17) 第16条のうち、第2号は、以下によって置き換えられる。

「2 第1号に規定する登録、および、第15条第1号に規定する医学的記録は、国内の法律および/または慣行に従って、曝露終了後、少なくとも40年間保存されなければならない。」

18) 第16条に、以下の号が挿入される。

「3 第2号に規定する諸文書は、当該企業が事業を中止する場合には、国内の法律および/または慣行に従って、責任ある機関が入手できるようにされなければならない。」

19) 以下の条文が挿入される。

「第16a条

加盟国は、本指令に従って採択される国内の法令に違反した場合に適用することのできる、適当な罰則を提供しなければならない。」

20) 別添Iは、削除される。

21) 別添IIのうち、第3号は、以下によって置き換えられる。

「3 労働者の健康診断は、労働医学の原則および慣行に従って実施されなければならない。それには、少なくとも以下の措置を含めなければならない。

—労働者の医学的および職業的履歴の記録の保存

—個人問診

—一般的な、とりわけ胸部に言及した、臨床検査

—肺機能検査(呼吸流量および率)

医師および/または健康サーヴェイランスに責任ある機関は、利用できる最新の労働衛生の知見に照らして、喀痰細胞診または胸部エックス線写真あるいは濃度断層撮影(tomodensitometry)などの、追加検査を決定しなければならない。」

第2条

1 加盟国は、遅くとも[本指令の発効から3年以内]までに、本指令に適合するために必要な法律、規則および行政規定を実行しなければならない。加盟国は、それについて、ただちに委員会に通知しなければならない。

加盟国がこれらの措置を採用する場合には、本指令への参照を含むか、または、公式発行にあたってかかる参照をともなわなければならない。かかる参照をする方法が、加盟国により定められなければならない。

2 加盟国は、本指令が適用される分野において採用する国内法の条文を、委員会に伝達しなければならない。

第3条

本指令は、欧州連合の広報に掲載された日に発効するものとする[4月15日付けのOfficial Journalに掲載された]。

第4条

本指令は、加盟各国にあてたものである。

※原文は、http://europa.eu.int/eur-lex/en/dat/2003/l_097/l_09720030415en00480052.pdf

事前の情報に基づく同意：アスベスト、農薬、鉛

Environmental News Service, 2003.3.11

ローマ、2003年3月11日―政府指名専門家の委員会が行った勧告がロッテルダム条約のもとで承認されれば、貿易管理のための化学物質の国際リストが、すべての種類のアスベスト、3つの農薬［駆除剤］と2種類の鉛を含めるように拡張される。この国際条約は、一覧表に載った有害物質を輸出する国に、貿易手続を行う前に輸入国から事前のかつ情報に基づく同意を得ることを要求している。

この条約はまだ発効はしていないものの、暫定的に、各国政府が、ボランタリーベースで条約の事前のかつ情報に基づく同意（PIC）条項を適用することに同意している。26の農薬と5つの工業用化学物質が、暫定PIC手続の対象になっている。今回専門委員会によってリスト掲載が勧告された化学物質は、この暫定PIC手続に新たに追加されるものである。

先週、ローマにおける1週間にわたる会議の最後になされた、これらの化学物質に関する専門家の勧告は、11月17-21日にジュネーブで、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質および駆除剤の事前のかつ情報に基づく同意（PIC）手続に関するロッテルダム条約の政府間交渉委員会で議論されることになる。

条約の当事者である各国政府によって承認されれば、これらの化学物質と農薬は、事前のかつ情報に基づく同意手続の対象となる。

PICリストに追加される新たな農薬は、殺虫剤、除草剤や殺菌剤として使われるのDNOC［ジニトロ・オルソ・クレゾール］である。これは、人間に対してきわめて有毒で、他の生物にもハイリスクをもたらす。ペルーおよび欧州連合における禁止によって、レビュー手続が開始された。

ある有害性の高い農薬の調剤は、セネガルによってはじめられた。この農薬の調剤には、殺菌性ベノミル・サイラムと有害性の高い殺虫剤カルボフランの混合物が含まれる。これは地元ではGranox TBC、Spinox Tの名前で売られている。

病気や死亡の報告がセネガル政府に、農業地帯における中毒事件の地図の作成を促した。種子の処理のためにピーナッツ農家で、Granox TBC、Spinox Tが粉末の形状で使われていることがわかった。農民たちは、ナッツの一つひとつが種子を落とすよう、真剣に取り組んでいて、この農薬を手順に取り入れた。その結果が、数千件の発熱、胸や腹部の痛みなどの中毒と、多数の死亡であった。

開発途上国では、農民の化学物質との接触を防ぐために、しばしば種子を処理して、機械を使って種をまくことがある。

委員会による農薬のパラチオンのレビューは、EUとオーストラリアにおける禁止が引き金になった。他の有機燐殺虫剤と同様に、「パラチオンは、とりわけ、保護衣や適切な用具の欠如が、人々の農薬との直接接触を起こしやすくさせている開発途上国において、何十万もの農業労働者に急性ハザードを引き起こしている」。

パラチオン中毒は、吐き気、下痢、眼のかすみや、重篤な場合には呼吸抑制、痙攣や死を引き起こす。パラチオンの特定のきわめて有害な調剤［メチル・パラチオン］はすでに条約のリストに載っているが、今回、それ以外のパラチオンの調剤も暫定PIC手続に追加するという勧告により手順が開始され、これは2004年後半に結論が出される予定である。

ガソリンや石油の添加剤として用いられる2種類の―四エチルと四メチル―鉛も、規制が勧告される有毒化学物質のリストにはすでに載っている。「石油やガソリン中の鉛が、とりわけ子供の、健康に対する深刻なリスクであることは、何年も前から知られていた。調査研究結果は、道路付近や有鉛石油が使用される農業地帯に住む子供たちが、知能指数

の低下を含む永久的脳損傷を蒙る可能性があることを論証してきた」と委員会は述べている。

専門家たちは、2005年までに、これらの鉛混合物を「迅速に地球規模での段階的禁止」するよう求めた。持続可能な開発のためのヨハネスブルグサミットの実施計画およびUNEP［国連環境計画］理事会によって、同様の措置が示されてから12か月が経過している。

彼らは、暫定PIC手続の対象となっていない残るすべての種類のアスベスト［クロシドライトは掲載済み］に関して、一致した。政府間交渉委員会が、5種類のアスベスト―アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、トレモライトおよびクリソタイル―を、この条約による事前のかつ情報に基づく同意が必要な貿易リストに載せるよう勧告した。

ロッテルダム条約は、有害化学物質の健康・環境リスクに対する関心の高まりに応えて、国連環境計画（UNEP）と国連食料農業機関（FAO）の提唱により、1998年に採択された。

同条約は、輸入国に、潜在的有害化学物質を確認し、安全に管理できないものを締め出すために必要とする手段および情報を提供するものである。貿易が認められた場合には、ラベル表示の要求事項および潜在的な健康・環境影響に関する情報［提供］の条項が、化学物質の安全な使用を促進する、とロッテルダム条約事務局長がそのウエブサイト上で述べている。

※原文は、http://ens-news.com/ens/mar2003/2003-03-11-01.asp.UNEP/FAO/PIC/OCRC.4/11 暫定手続への化学物質の包含：決定手引書草案の検討―アスベスト（http://www/pic.int/incs/icrc4/m11)/English/ICRC4-11e.pdf、61頁）等も入手できる。

※日本政府は、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（PIC条約）の締結についての承認を今国会に求めている（1999年に条約に署名済み）。本条約は50か国の締結より発効することとされているが、2003年2月7日現在で40か国が締結済み。ヨハネスブルグサミット実施計画において2003年末までの発効をめざすことが目標とされた。2002年4月号49頁も参照されたい。

豪・ヴィクトリア州の改正アスベスト規則が発効

Risk Review, Australia, 2003.2.1

2003年2月1日、改正された労働安全衛生（アスベスト）規則が発効した。

これらの規則改正は、1992年に発行された前の規則の日没時に起こった。本改正は、職場におけるアスベスト・リスク管理責任の様々な問題を扱っており、すべての種類のアスベストに対して同一の曝露基準を適用し、また、免許をもたない業者によるアスベスト除去の禁止措置を強化した。

アスベスト曝露が健康に対するリスクを引き起こす可能性のあるあらゆる状況を対象とするために、占有者と使用者各々の責任を明らかにするために、個別の義務が規定された。

これらの義務は、本質的に、各々の関係者が効果的に管理することのできる建物または施設の様々なケースをカバーしている。

使用者はまた、その事業の実施によって生ずるその場のアスベスト曝露のリスクをアセスすることを義務づけられた。

以前からの青および茶アスベストの使用禁止に加えて、新たな製品に対する白アスベストの使用も、2003年12月31日から禁止される（その時点で据付または設置済みのアスベストを除く）。

アスベストの確認検査ではアスベストの存在がはっきりしない、または、アスベストが含有されていそうで

はあるが手をつけがたい区域がある場合には、アスベストが存在しているものと想定しなければならない(あるいは、承認された分析者に分析してもらう)。

以前の規則のもとで実施されたすべてのリスクアセスメント(監査)は、見直されなければならず、必要な場合には、2004年2月1日以前に改訂されなければならない。

リスクアセスメントは、何らかの変化があった場合には見直されなければならず、また、リスク(または以前の監査報告中の勧告)に応じて、5年を超えない期間ごとに見直されなければならない。

アスベストに関連した記録は、無期限に保存されなければならない。

リスクアセスメントの写しは、(占有者については)入居者、および、(使用者については)安全衛生代表が、入手できるようにするか、および/または、提供しなければならない。

アスベスト除去作業は、免許を受けた除去業者によって実施されなければならない。

● アスベスト曝露から人々を守るために要求されること

占有者: 職場を管理するもの

占有者は、建築物の所有者であったり、テナントや建築業者であったりする(これは賃貸契約や契約の内容による)。

占有者の主な義務は以下のとおり。

- アスベストが存在するかどうかを確認し、アスベストがある場合には、リスクアセスメント(監査)を実施する。
- [アスベスト含有]物を除去することによって、またそれが現実的でない場合にはその物を囲い込むことにより、それでもなおリスクが残る場合にはその物を封じ込めることによって、リスクを管理する。
- 変化があった場合には、リスクアセスメントの見直しまたは改訂を行い、また、少なくとも5年ごとに見直しを行う。
- リスクアセスメントの写しを、すべての入居者に提供する。
- 業者にアスベストの除去を依頼した場合には、作業の依頼を受けた者は、作業の当該場所および隣接した区域の従業員に通知しなければならない。
- 作業の依頼を受けた者は、除去作業が屋内で実施される場合、または屋外で作業が他者にリスクを及ぼす場合には、大気モニタリングを準備しなければならない。
- 作業の依頼を受けた者は、作業現場に人々が戻す前に、第三者による清掃証明を得なければならない。

使用者:職場で一人または複数の労働者を雇用する者

主な義務は以下のとおり。

- 占有者から、アスベストの確認およびリスクアセスメントの写しを入手する。
- 占有者により確認されたアスベストとの関連で、使用者が行う活動によって生ずる追加的リスクを確認し、占有者に届け出る。
- 使用者が管理する施設にアスベストが存在するかどうかを確認する。
- アスベストが、とりわけ使用者が直接管理する何らかの施設および建物の区画に、存在する場合には、リスクアセスメントを実施する。
- [アスベスト含有]物を除去することによって、またそれが現実的でない場合にはその物を囲い込むことにより、それでもなおリスクが残る場合にはその物を封じ込めることによって、リスクを管理する。
- 変化があった場合には、リスクアセスメントの見直しまたは改訂を行い、また、少なくとも5年ごとに見直しを行う。
- リスクアセスメントの写しを、安全衛生代表に提供する。
- 使用者が業者にアスベストの除去を依頼する場合には、占有者に対するものと同じ要求事項が適用される。[以下省略]

※http://www.nocl-arnold.com.au/riskreviewarticle.html?relevant id=168。http://www.workcover.nsw.gov.au/index.aspも参照。

4月1日 労災保険(料)率改訂
介護補償給付も引き下げ

どんどん上がる雇用保険料率

Q君：なんか大変ですね。雇用保険なんていう地味な感じに思っていた制度が、近ごろ新聞にしょっちゅう出てるじゃないですか。しかも、給付が増えて、財政が困るから保険料を上げるだとか。

A氏：そうだね。雇用保険料は去年、年度途中だっていうのに上がったね。ちょっと前まで事業主負担分と労働者負担分あわせて千分の11.5なんて額だったのに、それが15.5になって、去年の10月からは17.5だ。まあ失業率が今の状態だから、大変な状況というのははっきりしてるね。

Q: テレビを見てたらこんな状況だっていうのに、何百億円の保養施設とかやたらと立派なテクノ何とかセンターなんかが雇用保険のお金で建てられているなんて言ってたけれど一体どうなってるんですか。

A: それは、事業主負担分のうちの3.5は雇用三事業分として徴収されて、そのうちの「雇用福祉事業」に含まれている事業なんだろうね。たしかにこのご時世で、なんであんなものが雇用対策で必要なのかなんて誰もが思う事業があるよね…。ま、それはともかく、雇用保険料はまだ上がるよ。

Q: えッ、いつですか。

A: 去年上がったときに、今年の年度途中でもう一度上げるという話だったんだ。

Q: たしか保険料というのは、毎年3月末で締めて年度ごとに申告するんでしたよね。途中というのはややこしくないですか。

A: たしかにそうで、結局は年度途中は避けるということと、この経済情勢でまた負担を増やすのはよろしくないと、結局は平成17年度に引き上げをするということで落ち着いたんだ。

本当にいいのか業種ごとの保険率

Q: 雇用保険のことはそのぐらいにして、問題の労災保険の財政はどうなんですか。これほど不況で、仕事が減っているとなると、労災も減っているんだろうから結構豊かだったりして。

A: 仕事が減っているということは、災害発生数にも影響があるけれど、その分賃金も減っているから集まる保険料も減るということになるよね。

Q: ああ、そうか。で、労災保険料っていうのはどういう決め方をしてるんでしたっけ。

A: 簡単にいえば、一定期間の保険の給付額を業種ごとに合計し、そこから徴収する必要のある額をはじき出して、労災保険率というのを決めているんだ。だから労働災害が多く発生している業種は、保険率が高いということになるね。

Q: 支払った合計額をもとに計算するというと簡単なような気がするけど、そう単純でもないような。たとえば衰退している業種の保険料なんていうのはえらく高くなったりしませんか。

A: もちろんそういうことがあるから、たとえば鉱業なんかは、じん肺や振動病などの職業病や、死亡災害が多かったけれど、いまこの業種に就いている人の数が少ない。そういう場合には調整をすることになっている。それに、そもそも労災保険の給付には、年金給付というのがあるよね。たとえば去年に亡くなった人の遺族は、去年に給付を受けるだけではなく、今年も来年も年金の給付を受け続けることになる。ということは、将来分の予測も保険率の計算のうちに入れておかなければならないことになるよね。

Q: あんまり深く考えると、分からなくなりますね。しかし、災害の多い業種は負担が大きく、そうでない業種は小さいというのも変じゃないですか。

A: なんでそう思う?

Q: だれも、どの経営者も自分や自分の会社の社員が労災に遇って欲しいなんて思ってないでしょ。でも、労災の多い業種は、それだけ危険だけれども世の中が成り立つためには必要なんだから、みんなで分かち合うべきということになりませんか。

A: とても素晴らしい意見だと思うね。しかし、現在の政府の考え方としては、業種ごとの災害防止努力というような部分に力を割いているし、保険料は結局のところ価格に転嫁されて、回りまわって国民の負担になるとも考えられるよね。

Q: 分かったような分からんような…。
A: 実はいまの話、今年の保険率改定に少し関係あるよ。

雇用保険の引き上げ負担を緩和

Q: ええ、たしかこの間、改定されたばかりだったでしょ。
A: 一昨年の4月に改定されたばかり。3年ごとに改定するということになっているから本当は今年改定するはずないよね。ところが前倒しでこの4月1日から変わることになった。理由はこう言っている。

「近年、労働災害が大幅に減少していること等により、労災保険率の引下げが可能な状況にあるとともに、今日の経済情勢の下で相対的に負担感が増している状況にあること等から、速やかに労災保険率等の見直しを行い、平成15年4月に改定することとする。」

さっき言ってた雇用保険の値上げとリンクしてるんだ。下げられるところは下げてしまえということだ。
Q: で、どれぐらい下がってるんですか。
A: 保険率表(**頁表参照)を見てごらん。軒並み下がるか据え置き。平均して千分の一下がってる。

「木材伐出業」消滅—苦肉の策

Q: ほお〜…。コリャなんですかね。表左の一番上、林業が一つになってるじゃないですか。「木材伐出業」なんて「水力発電施設、ずい道等新設事業」と並んで、千分の133なんてとんでもない保険率だったのに、「その他の林業」と一緒になってるじゃないですか。
A: ああ、これはねちゃんと理由が書いてある。

「『木材伐出業』及び『その他の林業』においては、作業の実態、業界事情等を勘案し、事業の種類を統合し『林業』とする。」
Q: 最近の災害事例なんか調べても、木を伐り出すときの死亡災害なんか、後を絶たないから133もさもありなんという感じがしてたんですけどね。
A: 考えてみてごらんよ。国内の林業なんていうと、グローバリズムに洗われる上に業界自体の近代化も遅れ、競争力がなくなり、おまけに建設技術の進展もあって木材価格が下げ止まらない状況だよ。しかも事業者は小零細が多いとなってくると負担は大きいよね。
Q: でも冷たいようだけれど産業構造の転換ということでは、石炭産業と同じように見れば、特別に手当てするというのも変な気はしますね。もっとも合わせて平均した率なんだろうけど。
A: そう簡単じゃないよ。林業が衰退すれば山が荒れ、地球温暖化の問題にもつながってくる。廃業してもらえばそれで良いとはならない。それから、水力発電、ずい道新設事業と比べてごらん。こちらは公共事業のようなもの、保険料を価格に転嫁するのはそう難しくない。ところが林業はそうはいかないとくる。結局のところ、苦肉の策というのが、「業界事情等」という言葉に表れているんじゃないかな。
Q: ほほ〜、労災保険率から地球温暖化が出てきますか。まあ木材伐出業として支払ってきた事業者は、1000万円賃金を払っていたらこれまで133万円だったのが、今年は59万円で済むんですね。もとの額が大きくて半分以下だから、これは画期的な変化ということになるか。

一拍遅れた特別加入保険料率改定

A: あと、第2種、第3種の特別加入者の保険料率も下がってるよね。特に海外派遣者の第3種は、前回千分の6で据え置きだったのがやっと5になった。第2種で特定作業従事者の労働組合等常勤役員も同じだ。
Q: 第2種特別加入者なんてよく分からないですね。「個人タクシー」や「建設業の一人親方」というのはまあよく話しに聞くけれど、「指定農業機械従事者」に「仏壇、食器の加工」それになんですって「労働組合等常勤役員」?いちいち業種をあげてどうするんですか。人を雇わずに一人でやってる仕事なんて、いい出しゃいくらでもある。
A: 厚生労働省の答えはこうだ。要するに労働者でなく労災保険の対象にするためには、まとめて保険料を徴収することが可能かどうか、業務かどうかの区別をつけることができるかどうか、それに保護すべき災害が発生しやすいかどうかということで業種を特定して適用する。一人ひとりが私の労災保険と言って、届けていては非効率というわけだ。だから業種が対象職種が少しづつ増えて、最近では付き添い介護なんかをする介護作業者も特別加入の対象となっているんだ。
Q: 労働組合等の専従役員っていうのは、要するに誰も他に専従者のいない専従の委員長のことですよね。いわれてみると、そんな人まわりにいますよね。
A: 第2種特別加入というのは、その職種の一人親方ばかりで労災保険組合を作って集団的に加入するという手続きがいるんだ。いま言ったように保険料の集団としての徴収のためにね。ところが、この労働組合等常勤役員で労災保険組合があるのは愛知県だけというのが実状。実際には中小企業の労働組合委員長が職場のため、地域の労働者のためにと献身的に労働組合活動にいそしんでいるという例がいくらでもあるのに、その補償体制はといえばお寒い限り。このあたりを何とかしないと労働組合運動の未来はないと言いたいねえ。
Q: こんなこと、ほとんどの人が知らないんじゃないです

か。何とかしないとね。

「非業務災害率」って?

A: ところでいま話してるのは「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」の改定ということになるんだけれど、あとひとつ、「非業務災害率」を、千分の1から千分の0.9にするというのがある。

Q: なんですか、その「非業務災害率」っていうのは。業務災害じゃないということは通勤災害?

A: そういうこと。わざわざ「非…」と言っているのは、業務災害のほうに深い意味があるというわけ。

Q: 労災保険率のうちの千分の1はどの業種でも通勤災害のための分でしたよね。それを0.9にしたところでお金を払う方は、「ああそうですか」だけでしょ。

A: いやいや、メリット制があるではないか。労働災害を起こし保険給付があれば、一定規模の事業ならやがて保険料が少し上がったりする。その計算には、通勤災害は含まないよね。事業主の支配管理下にはないわけだから。

Q: ああそうか。保険料にかかわりがあるわけですね。ただ、そのメリット制というのがまたよく分からないんですよね。よく労災隠しをするときに、事業主が理由にするやつ。次はこれをじっくり教えてくださいよ。

※「関西労災職業病」連載「労災保険Q君&A氏」2003年3月号掲載分

基発第0325008号
平成15年3月25日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第47号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成15年4月1日から施行されるとともに、昭和47年労働省告示第16号(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件)の一部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示第113号。以下「改正告示」という。)が本日公布され、平成15年4月1日から適用されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

第1 労災保険率等の改正について

1 改正の概要

労災保険率、第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率については、事業の種類ごとに過去3年間の災害率等を基礎として、最近では、3年ごとに見直しを行っているところであるが、近年、労働災害が大幅に減少していること等により、労災保険率の引下げが可能な状況にあるとともに、今日の経済情勢の下で相対的に負担感が増している状況にあること等から、

(1) 林業に係る事業の種類の統合

(2) 林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業、電気、ガス、水道又は熱供給の事業及びその他の事業に係る労災保険率、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。)第46条の17の事業及び第46条の18の作業のうち一部の作業についての特別加入者に係る第2種特別加入保険料率並びに海外派遣者である特別加入者に係る第3種特別加入保険料率

(3) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。)第16条第2項に規定する非業務災害率

について改正を行い、平成15年4月1日から施行することとしたものである。

2 事業の種類別等にみた改正の内容

(1) 林業に係る事業の種類の統合、労災保険率及び第2種特別加入保険料率の改正

ア 事業の種類の統合

「木材伐出業」及び「その他の林業」においては、近年、事業の種類ごとの作業区分が明確でなくなってきているとともに、災害の種類も類似してきており、両業種の事業主団体が連帯して取り組む動きが見られ、また、適用労働者数が減少していること等から、これらの事業の種類を統合し「林業」とすること。

[※以下、(2)～(8)、保険率、第2種特別加入保険料率の改正内容については、別表を参照のこと。]

(9) 海外派遣者である特別加入者に係る第3種特別加入保険料率(徴収則第23条の3関係)

海外派遣者である特別加入者に係る第3種特別加入保険料率を「1000分の5」(現行1000分の6)とする

労災保険(料)率の改訂

労災保険率

事業の種類	事業の種類	労災保険率	
		新	旧
林　業	林業	1000分の59	
	(木材伐採業)		1000分の133
	(その他の林業)		1000分の39
漁　業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の52	1000分の56
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の42
鉱　業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	1000分の87	1000分の89
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の53	1000分の57
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の7	1000分の9
	採石業	1000分の69	1000分の71
	その他の鉱業	1000分の32	1000分の35
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の129	1000分の133
	道路新設事業	1000分の29	1000分の31
	舗装工事業	1000分の17	1000分の19
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の30	1000分の34
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の17	1000分の20
	既設建築物設備工事業	1000分の14	1000分の15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の16	1000分の19
	その他の建設事業	1000分の23	1000分の26
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の7	1000分の9
	たばこ等製造業	1000分の5.5	1000分の7
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5	1000分の6.5
	木材又は木製品製造業	1000分の21	1000分の23
	パルプ又は紙製造業	1000分の8.5	1000分の9
	印刷又は製本業	1000分の5	1000分の6
	化学工業	1000分の6	1000分の7.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5	1000分の8.5
	コンクリート製造業	1000分の15	1000分の18
	陶磁器製品製造業	1000分の17	1000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の25	1000分の26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の7	1000分の8
	非鉄金属精錬業	1000分の8	1000分の10
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の10	1000分の11
	鋳物業	1000分の18	1000分の20
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	1000分の14	1000分の16
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	1000分の10	1000分の12
	めっき業	1000分の8.5	1000分の10
製造業	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の7	1000分の8.5
	電気機械器具製造業	1000分の5	1000分の5.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の5.5	1000分の7
	船舶製造又は修理業	1000分の22	1000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電機機械器具製造業を除く。)	1000分の5	1000分の5.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	1000分の6
	その他の製造業	1000分の8	1000分の10
運輸業	交通運輸事業	1000分の5	1000分の6.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の13	1000分の15
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の17	1000分の20
	港湾荷役業	1000分の 31	1000分の35
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		1000分の5	1000分の5.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11	1000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の12	1000分の14
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の6.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6	1000分の6.5
	その他の各種事業	1000分の5	1000分の5.5

第2種特別加入保険料率

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	新	旧
(一人親方その他の自営業者等)			
特1	個人タクシー・貨物運送業者	1000分の14	1000分の15
特2	建設業の一人親方	1000分の20	1000分の21
特3	漁船による自営業者	1000分の46	1000分の48
特4	林業の一人親方	1000分の51	1000分の53
特5	医薬品の配置販売業者	1000分の6	1000分の7
特6	再生資源取扱業者	1000分の12	1000分の13
(特定作業従事者)			
特7	指定農業機械作業従事者	1000分の5	1000分の6
特8	職場適応訓練受講者	1000分の6	1000分の7
特9	金属・洋食器等の加工作業	1000分の17	1000分の18
特10	履物等の加工の作業		1000分の6
特11	陶磁器製造の作業		1000分の17
特12	動力機械による作業		1000分の4
特13	仏壇、食器の加工の作業		1000分の18
特14	事業主団体等委託訓練従事者	1000分の6	1000分の7
特15	特定農作業従事者	1000分の7	1000分の8
特16	労働組合等の常勤役員	1000分の5	1000分の6
特17	介護作業従事者		1000分の7

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

こと。

第2　労災保険率適用事業細目表の一部改正について

1　改正の内容

労災保険率適用事業細目表（昭和47年労働省告示第16号）については、徴収則別表第1（労災保険率表）の改正に伴い、事業の種類「木材伐出業」と「その他の林業」を統合し「林業」とすることとしたこと（第1の2の（1）のア）に伴い、改正告示による改正前の労災保険率適用事業細目表（以下「旧事業細目表」という。）の事業の種類「02 木材伐出業」と「03 その他の林業」を統合し、改正告示による改正後の労災保険率適用事業細目表（以下「新事業細目表」という。）においては、「02又は03 林業」とすること。

また、新事業細目表における事業の種類「02又は03 林業」に係る事業の種類の細目については、「A 木材伐出業」として「0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業」、「B その他の林業」として「0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業」、「0302 竹の伐出業」、「0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業」及び「0303 その他の各種林業」とすること。

なお、それぞれの事業の種類の細目が適用される事業の範囲は従前のとおりである。

2　関係通達の改正

改正告示の適用に伴い、平成12年2月24日付け労働省発労徴第12号、基発第94号通達（「労災保険率適用基準」について）の一部を別添（労災保険率適用基準新旧対照表［省略］）の改正後の欄のとおり改正し、平成15年4月1日から適用する。

第3　事務処理上の留意事項

1　改正労災保険率等の適用について

改正省令により労災保険率及びこれを基礎とする第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率並びに第3種特別加入保険料率が改正される事業等について、改正省令の施行後において一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の額を算定する場合には、次によるものとする。

（1）継続事業に係る一般保険料の算定に当たっては、平成15年3月31日以前の期間に係る一般保険料については、改正省令による改正前の非業務災害率（以下「旧非業務災害率」という。）及び労災保険率（以下「旧労災保険率」という。）により算出し、平成15年4月1日以降の期間に係る一般保険料については、改正省令による改正後の非業務災害率（以下「新非業務災害率」という。）及び労災保険率（以下「新労災保険率」という。）により算出すること。当該事業に係る第1種特別加入保険料についても同様であること（改正省令附則第2項関係）。

（2）有期事業（一括有期事業として一括される個々の有期事業を含む。）に係る一般保険料の額の算定に当たっては、平成15年3月31日以前に労災保険に係る保険関係が成立している事業の一般保険料については、旧非業務災害率及び旧労災保険率により算出し、平成15年4月1日以降に労災保険に係る保険関係が成立する事業の一般保険料については、新非業務災害率及び新労災保険率により算出すること。当該事業に係る第1種特別加入保険料についても同様であること（改正省令附則第3項関係）。

（3）第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の額の算定に当たっては、平成15年3月31日以前の期間に係る当該保険料については、改正省令による改正前の第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率により算出することとし、平成15年4月1日以降の期間に係る当該保険料については、改正省令による改正後の第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率により算出すること（改正省令附則第4項及び第5項関係）。

2　その他

改正後の労災保険率及びこれを基礎とする第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率、第3種特別加入保険料率、非業務災害率並びに当該改正に伴う労働保険料の算定、納付の方法等については、関係事業主及び労働保険事務組合に対し、周知徹底を図ること。

基発第0325009号
平成15年3月25日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第45号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成15年4月1日から施行されるとともに、昭和35年労働省告示第10号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を改正する告示（平成15年厚生労働省

介護補償給付の引き下げ

告示第112号。以下「改正告示」という。）及び昭和63年労働省告示第109号（労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者がその月までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）の一部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示第114号）が本日公布され、平成15年4月1日から適用されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

第1　介護補償給付及び介護給付の額の引下げ

1　改正の内容

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第18条の3の4及び第18条の14に規定する介護（補償）給付の額が、次のように引き下げられるものである。

（1）常時介護を要する被災労働者

ア　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（イの場合を除く。）

その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が106,100円を超えるときは、106,100円とする。）［従前は108,300円］

イ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が57,580円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき

57,580円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が57,580円に満たない場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）［従前は58,750円］

（2）随時介護を要する被災労働者

ア　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（イの場合を除く。）

その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が53,0580円を超えるときは、53,050円とする。）［従前は54,150円］

イ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が28,790円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき

28,790円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が28,790円に満たない場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）［従前は29,380円］

2　施行期日等

この引下げは、平成15年4月以後の月に係る介護（補償）給付について適用される。

また、平成15年3月以前の月に係る介護（補償）給付の額については、平成15年4月以後に支給する場合であっても、なお従前の例によること（改正省令附則第2項）。

第2　年金たる保険給付の受給権者の定期報告に関する改正

1　障害補償年金及び障害年金受給権者の定期報告に係る診断書の添付の廃止

（1）改正内容

障害補償年金及び障害年金受給権者の負担軽減を図るため、労災則第21条第2項第1号に規定する障害補償年金及び障害年金受給権者が定期報告を行う際に添付する書類に関し、診断書の添付を廃止することとし、また、これに伴い、年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（以下「定期報告書」という。）に関し、所要の整備を行うものである。

（2）施行期日等

ア　この改正は、平成15年4月1日から適用される。

イ　平成15年4月1日より前に定期報告書を提出すべき事由が生じた場合における診断書の添付については、なお従前の例によること（改正省令附則第3項）。

ウ　改正告示の適用の際に、現存する改正告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる（改正告示附則）。

2　年金たる保険給付の受給権者に係る定期報告の提出期限の改正

（1）改正の内容

労災則第21条に規定する年金たる保険給付の受給権者の定期報告については、同条第3項において厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明する書類の添付を求めているところであるが、当該支給額を証明する書類として定期報告に添付する「年金改定通知書」について、社会保険庁が各年金受給権者に送付する時期を毎年5月から毎年6月に変更したことから、生年月日の属する月が1月から6月までのいずれかの月に該当する年金たる保険給付の受給権者の定期報告の時期を5月3日から6月30日に改定するものである。

（2）施行期日

この改正は、平成15年4月1日から適用される。

3　関係通達の改正等［省略］

トレーニングこそ組合の力

パキスタン●炭鉱向けPOSITIVEも開発

三度目のパキスタン

今年2月、国際労働財団（JILAF）によるアジアの労働組合への現地プロジェクト、POSITIVE（労働組合の主導による参加型安全衛生改善活動）プログラムの視察と参加のためパキスタンを訪ねた。パキスタンには3つのICFTU（国際自由労連）加盟の労働組合がある。APFOL（全パキスタン労働者連盟）、PNFTU（パキスタン労働組合連盟）、APFTU（全パキスタン労働組合連盟）である。APFOLのPOSITIVEセミナー視察とAPFTUでのセミナー企画が、今回の訪問の目的であった。パキスタンの労働組合はPOSITIVEを最初に導入しており、とくにAPFOLは大きな実績がある。1999年の4か国合同のアジア地域セミナーでは、100点以上の改善写真を示し、このプログラムの意義を知らしめた。しかし、2001年秋以来の危機のため、昨年度は誰も行くことできず、今回は3年ぶりの訪問であった。

APFOL訪問

1月31日深夜、私たちはパキスタンの首都イスラマバード郊外の空港に降りた。「私たち」というのは、連合の招聘で来日していたAPFOLの書記長アワンさんと私のことで、12時間の飛行の末に、アワンさんは故国へ戻り、私には三度目のパキスタン訪問となる旅が始まった。40年ほど前に当初から首都として設計、建設されたイスラマバードは、官庁やホテル、高級住宅街の町で、猥雑さはなく、深夜ともなれば行く人も少ない。

翌日はセミナー準備に充て、2月2日は日曜日だったが、APFOLの事務所を訪ねた。APFOLの事務所は、イスラマバードから20kmほど離れたラワルピンディという町にある。こちらは3,500年の歴史を持つ町で、町並みも雑然としていて活気がある。APFOLは、4階建てのビルを借りて本部事務所としている。ここでアワンさんからパキスタンの労働組合を中心とした情勢とAPFOLの戦略についてについてレクチャーを受けた。

アワンさんの話：最大の労働組合はラホールに本部のあるAPFTUで、組織人員は約28万人、WAPDAという電気関連の公務員の組織が大きい。APFOLはその次で、約20万人を組織している。もうひとつの国際自由労連加盟のPNFTUは、15年ほど前までは強かったが、現在は3位以下。これ以外に、共産党系のMLFとイスラム教系のNFLがある。

組合結成は自由だが、労働者の選挙により団体協約（CBA）票決でCBA権を獲得しなければ会社との交渉権はないので存在価値が半減する。パキスタンには約7,000の労組があり、そのうちCBAを獲得しているのは1,700ほどだそうだ。APFOLには、340のCBA獲得労組がある。APFOLがその力量を注いでいるのが、活動家を養成するための教育で、労使交渉とCBA、財政や管理そして安全衛生を教育するトレーナーを育てるというもの。そのための3段階の基本教育プログラムを、LOFTF*の支援を得ながら、基本的には独自に行っている。現在280名ほどのトレーナーを、2007年までに400名に増やすことが目標で、教育によって組織化を進め、さらに教育によってより高度な戦術（CBA獲得や安全衛生活動等）をめざすことを明確にしている。

＊デンマークの労働組合による国際協力NGO

APFOLの炭鉱セミナー

翌2月3日、イスラマバードからほど近いパンジャブ州チャクワール炭鉱でのPOSITIVEセミナーを見学した。

APFOLは、製造業を想定して作ったPOSITIVEを独自にアレンジして、鉱山向けのトレーニングコースを開発している。車でチャクワールへ向かう。このあたりに高い山はなく、丘陵地帯が続く。樹木の緑が少ないので荒涼とした印象だが、空気が乾燥していて、空が青く、清々しい。約2時間で炭鉱の町に入る。レンガ造りの低い

建物が丘陵に沿って並んでいる大きな街、鉱山専門学校もある。

パンジャブ炭鉱労連書記長カータックさんから話を聞く。チャクワール炭鉱は、労働者数人から100人程度の小規模の炭鉱が250ほど操業している。災害が最大の問題であり、毎年、労働者の1%以上が死亡している。炭鉱の劣悪な労働条件を、労働組合を組織化することにより改善することがAPFOLの使命である、と書記長は語った。

見学する作業場は、比較的規模が大きく労働条件も「良い」という公営炭鉱で、セミナー会場は、その公営炭鉱の労働者宿舎のテラスを幕で囲った細長い場所が会場だった。バラの花びらを頭からかけられ歓迎を受ける。開会式では、アワンさんが熱弁を振るう。カータックさんはじめ4人のトレーナーがセミナーを進めた。チェックリスト実習では、敷地内の坑道に入る。軌道のある緩い傾斜のトンネルを徒歩で下る。濡れた路面に滑りそうになる。軌道つきの直線の坑道を下りきると、曲がりくねった狭い坑道がうねうねと続く。分岐もある。気温も湿度も一歩進むごとに上がる。粉じんが灯りに照らされて舞っている。腰を屈めてさらに進むと採炭場に着く。4人の労働者が半裸でツルハシを使って石炭を掘り出す（表紙写真）。採った石炭は、麻袋に詰めて人が背に担いで軌道まで運ぶ。

苛烈な労働である。2つの意味で衝撃を受けた。ひとつは、労働の激しさそのものに。もうひとつは、この労働を改善しようとする彼らの意志に。APFOLは、チャクワールの小炭鉱をじわじわと組織化してきている。間違いなく、この地における炭鉱労働者が、この国で最も正義と団結を必要としている人々であり、APFOLは組合員獲得という意味では、都市部や工業地帯の工場よりも効率の悪い小炭鉱に組織化の目標を据えている（足非APFOLのホームページhttp://www.apfol.org.pk/index.htmをご覧いただきたい。HOMEの写真にチャクワールの労働者を登場させていることからも、彼らの思いが伝わる）。

そして、組織化の強力なツールがPOSITIVEなのだ。彼らはチェックリストで現場のリスクを見出し、評価する。グループ討論で自分たちの要求を見極め（次頁写真）、少ない資源の中で何を優先すべきか決定する。経営者に対する要求は、ささやかなものであったとしても、全てが受け入れられるわけでないが、このようにして実現した改善がどれほど大きな意味を持つか、彼らは知っている。援助で与えられたものではなく、自ら成しえた小さな改善の積み重ねが、はじめて労働者の命を守りうるのであり、組合はそのような活動を進めることにより組織を広げていくことができる。労働組合の第一の存在意義は、労働者の命を守ることである。チャクワールは、そのような場所であった。

APFTUのセミナー

チャクワールでのセミナーには、残念ながら1日しか参加できず、翌日は最大のナショナルセンターAPFTUを訪ねるべく、古都ラホールへ向かった。APFTUとのセミナーが今回の訪問の大きな目的であった。今回はトレーナーのためのトレーニングコースを企画し、事前に電子メールで打ち合わせて、コースの内容を決めた。最近使う手法は、トレーナー参加者に自分たちで教材を作成し、基本コースを実施してもらい、それを自分たちで評価するというもので、これは「メコンデルタ2002スタイル」（本誌2002年6月号49頁参照）である。

2月5日から7日の3日間コースの中身は、初日に2回のグループ討論を含む参加型トレーニングについてのワークショップと参加者からの成果発表会、2日目に工場訪問をするが、このときにはチェックリスト実習の代わりに、グループに分かれてデジタルカメラでその工場の良い事例を撮影した。これをOHPシートに印刷して、オリジナルの教材を作成した。3日目に、各グループによりプレゼンテーションを実演して、それをグループ討論によって評価した。

28人の参加者は、全国各地のWAPDA（前述）、電話局、炭鉱、砂糖工場、製油工場等からで、公務員か大工場出身者が多い。初日の成果発表では、職場に様々な安全衛生上の課題があっても、労働組合も会社も対策を行わずに、災害が発生すると補償を求めることを繰り返してきたが、POSITIVE導入後、課題を的確に把握することができ、改善を経営者に求めて、多くの改善が実施されたことが発表された。チェックリスト

の有用性を指摘する意見が多いのは、誰でも簡単に改善点を見出せる利点があるからだが、チェックリストが「権威ある基準」になってしまい、経営者の説得には役立つ反面、チェックリストに囚われすぎて、それ以外また以上の改善ができずにいる印象を受けた。たしかに「先進工業国」日本の立派な研究所が作ったトレーニングやチェックリストを持ってすれば、経営者を説得するには効果が絶大だろう。経営者に対する「方便」として使ってもらうのは良いが、自分たちでそのように思い込んでしまうのは、困った現象でもある。もうひとつの課題は、改善写真が少ない点である。写真を撮って記録を残す、というのは基本事項なのだが、なかなかこれが実行されない。

工場見学では、包装関連の印刷製造工場を訪ねた。3,000人の労働者が働き、ISO14000も取得している大きな工場で、体育館のような工場に大きな印刷機が何機も並んでいた。多少「良すぎ」と思ったが、改善点も多く、良い事例を収集するには好都合だった。参加者もとても熱心に写真を撮り、良い事例を的確に捉えていた。参加者を5つのグループに分け、POSITIVEの5セッションを担当してもらい、OHPに印刷した良い事例の写真を使って、切り張りでトレーナーによる解説のプレゼンテーションを作り、実演してもらった。セミナーの評価をグループ討論で行うことを初め、トレーナー向けに、チェックリストによる活動当初の改善がある程度進み、さらに活動を進めていく場で参考にしてもらうことを想定し、改善の評価と改善活動の評価を簡単な方法で行うことを紹介した。

2002年度POSITIVE

2002年度のPOSITIVEでは、昨年6月にはモンゴル、そして今回パキスタンを訪ねた。モンゴルでは、1998年の導入以来6度目の訪問となり、非常に優秀で熱意ある中心的なトレーナーが育ってきている。とくに、昨年訪ねた地方工業都市では、改善が進み、大工場の経営者もPOSITIVEを評価している。

このように進展している一方で、改善事例の収集と記録の面では改善が必要だ。活動を記録し、それを評価して、次の目標を定めるという全体をマネジメントすることが求められている。来年は、パキスタンでの最初の導入から10年を迎える。これまでに多くを学んできたと実感しているし、東京安全センターの活動にも良い刺激と影響を与えてきた。アジアの仲間たちとともに、これまでの成果を確認し、評価しながら、今後の進展を議論していきたい。

私たちがパキスタンを去って1か月余後、米英によるイラク侵略が始まった。もともとイスラム圏の人たちは、日本を欧米や旧ソ連邦とは異なる独自の規範を持つ先進国と考え、おおむね友好的な感情を持っていた。今回もアワンさんは、「欧米人には危険だが、日本人は大丈夫だ」と安全を約束してくれた。国際労働財団も非常に苦労をして、パレスチナとイスラエル双方の労働組合による共同セミナーを開催してきた。欧米の団体には決して真似のできないことだ。

小泉政権は軽々に米英支持を表明したが、この行為は米英軍による殺戮と破壊を支援するだけではなく、これまでの相互理解と協力のための多くの人々の努力を無に帰することを意味する。東京安全センターはこのことを許さないために、そして、多くのアジアの労働組合が非情な努力の代償として獲得した権利と成果を戦火に奪わせないために、発言し、行動する。

東京労働安全衛生センター
外山尚紀

建設下請け労働者の過労死

愛媛●現場転々―誰が健康を守るのか?

2003年1月、Aさんのお連れ合いのH子さんから、「監督署から業務上認定するという電話がありました」との連絡が入った。後述するように、業務上外とは別の理由でずいぶん待たされたのであるが、ようやくAさんの過労死が認められた。

● 様々な現場を転々

Aさんが働いていた会社は、社長と親戚関係の人がいるくらいの零細企業。各種テント工事をいろいろな現場で行ってきた。Aさんは、1999年1月に入社して以来、朝5時半頃家を出て、同僚らと車で現場に行って(運転はAさん)、夕方6時頃帰宅する生活であった。ただし、月に1、2回は遠方への出張があり、何日間にもわたる出張も年に2回くらいあった。休みは不定期で、月に4回とれればいい方。それでも給料は、労働日数・時間に関わらず、月に基本給43万円プラス定額の残業代3万円の計46万円と、決して高いものではなかった。

2000年8月末、T社愛媛工場のテント倉庫増設工事に出張。9月6日の朝9時過ぎ、ラジオ体操と仕事の打ち合わせを行って、それぞれの持ち場で段取り中に倒れているのを発見された。救急車で病院に運ばれたが、同日10時18分に亡くなった。

● 「事故ではないからダメ」

夫は過労死だと考えたH子さんが、労災の手続きをしようとした。しかし会社から、「事故ではないから労災にはならない」と言われて、請求には至らなかった。納得できないH子さんは、2001年3月に県の労働相談、弁護士さんの紹介で神奈川労災職業病センターを知った。同年5月に遺族補償請求に至る。とりあえず事業主証明もした直接雇用主を管轄する横浜北労働基準監督署が受理したが、愛媛の現場の管轄の松山労働基準監督署に移送された。

センターとH子さんは、会社に対して勤務の状況などの協力を求めた。元請のT建設は、そんなに長時間労働させていないということと、大企業なりの警戒がいろいろあったが、結局監督署に提出した作業日報などの写しはもらえた。直接雇用主からは、日付と元請ないしは現場名および作業員名の記されたノートの写しを提供してもらう。休日の確認がこれで可能になり、不定期かつ少ないことが明白になった。

しかし、請求当時の過労死認定基準では、長期間にわたる時間外労働の存在はあまり評価されない。直前の業務は出張中とはいえ、大企業の事業場であるためか、逆にふだんよりも労働時間は短く、とくにトラブルもない。なかなか業務上認定は厳しいと思われた。

しかし、朝や夕方の現場への移動時間も労働時間であり、休日が少ないことから、月の時間外労働は、日常的に100時間をはるかに超える。さらに勤務中の休憩も昼休みすら思うようにとれなかった。2001年12月の新認定基準に基づくと、間違いなく業務上になるはずだ。そうした内容の意見書を労働基準監督署に、2002年2月に提出した。

● 本省りん伺で決定遅れる

2002年6月、大体調査が終わった段階で、松山労働基準監督署の担当者から、保険適用のことで労働局にあげていることを聞く。実はAさんの従事した工事は、ほとんどすべて元請けのある建設工事であり、労災は元請けの労災保険を使うことになる。

ところが、倒れた出張先の労働時間はさほど多くない。その前の現場は様々であり、どこの労災保険を使うのか、決めかねていると言うのだ。結局、本省りん伺になってしまった。半年間の労働時間を検討対象とする過労死認定基準の改正時点では、現場の変わる下請け労働者のことまで、あらかじめ考慮していなかったのである。

それにしても待つこと半年余り。署はもちろんのこと、本省にも何度も電話をして早くしてもらいたい

と要請をした。署の担当者は、「私が調査中に気付いていればよかったのですがね」と申し訳なさそうに言う。一方で、本省の担当は、やはり日常的に被災者や遺族と接することがないからであろうか。「他の検討案件もありますから」などと、他人事のような言い方。

結局、労災保険については、最後の出張先の現場の保険を適用することになったそうだ。署の担当者によると、時間外労働が全くゼロではなかったので、それを使えという指示だったとのこと。したがって、もしも時間外労働が全くない場合、他のケースの場合どのように対処するかはわからないとのこと。

● 建設下請労働者の健康

実は、建設下請け労働者の過労死認定はあまり例を聞かない。過労死そのものの認定の難しさもさることながら、おそらく労災事故ですら隠される業界の現状で、元請の保険を使っての、過労疾病の労災請求がきわめて困難だからではなかろうか。

今回はテント工事という一定特殊な業種であること、下請けが元請に気を遣うだけの力量がないくらい零細であったこと、そして何よりも請求人があきらめずに相談したことで、業務上を勝ち取れたのだと思う。

早朝に現場に向かって、日が暮れたら作業を終えて帰ってくる、土日もあまり関係なく仕事があれば働くというAさんの就業スタイルは、建設労働者としては決してめずしいものではない。あきらめている被災者、家族はもっともっとたくさんいるだろう。

それは、下請け労働者の健康を誰が守るのかという問題にも直結する。安全については、現場で元請が管理することになっているが、衛生面、下請け労働者の健康については、せいぜい健康診断をしているかどうかのチェックぐらいしか行なわれていないのが実状だ。

過労死認定された場合は、当該事業場の労働時間等について、監督官が指導をすることになっている。今回のAさんの場合は、どこを指導するのか。監督署に問い合わせたところ、とりあえず直接雇用主に事情を聴いて、もしもかなり無理な注文があったなどの事実が明らかになるなどすれば、局とも相談の上で指導をすることもあるかもしれないとのこと。

神奈川労災職業病センター
川本浩之

締切りに追われる翻訳業務

東京●派遣社員の頸肩腕障害認定

2001年1月末から、広告業のH社に派遣社員として就労したIさんは、営業局に配属された。英語が堪能なIさんのそれまでの職種は、ホテルのフロントクラークやオペレーター、講師、受付など、対人業務がほとんどだった。

H社での業務―主に企画書や契約書をパソコンを使用して和英あるいは英和翻訳しながら文書打ち込み、作成に一日を費やすことなどは、全く経験したことがなかった。

朝、パソコンを立ち上げ、営業やマーケティングから作業に必要なメールが入っているかどうかをチェックし、当日提出書類、他継続分も含め前日に行った翻訳のチェック、リライト、校正など書面整理の後、打ち込み作業を開始。区切りをもって、10～15分の休憩を入れるようとは思っていても、打ち込みは始めると、2～2.5時間程度続けてしまう。

そして、一日外回りをしてきた営業担当者が午後3時前後に帰社した後に、Iさんには、新たな仕事が持ち込まれる。その段階で、新たにスケジュールの組み直しを強いられるのだ。午後4時半～5時頃、営業から渡されるクラインアントの仕事のほとんどは、2日上がりか1日上がりを要求されるものだった。

翻訳しながらの打ち込みは、集中力が要求される。翻訳の調子が乗ってくると、緊張感が途絶えてしまうことへの恐れから、打ち込み作業自体で疲労が蓄積していても、中断がしづらかった。とくに依頼が集中する夕刻は、懸命に作業を進め、その日のうちにおおむ

ねの翻訳をすませ、翌日の昼にさらなる校正・リライトへの手順を組んだ。

入社後、仕事量が日ごとに増え、3、4月は繁忙を極めた。残業は当たり前という状態だった。4月に入ると腕のだるさ、脱力感、座りっぱなしの作業のためか、腰も痛んだ。

6月はじめ、右腕に激しい痛みが続いていたが、11日～15日頃までは繁忙で、毎日残業続きだった。耐えかねて、「腕が痛くてできない」と上司に訴えたが、大きなプレゼンが迫っており、また、他に同業務をこなせる人員がおらず、「できるところまでやってくれ」、「19日から7月いっぱい休んでいいから」と言われ、やむなく作業続行したものの、まもなくIさんの右腕は痛みとしびれで、日常的にもフライパンや包丁を手に持つこともできなくなった。19日、ついに休職。

Iさんは、その後、東京労働安全衛生センターを訪れ、所轄である三田労働基準監督署に労災給付請求をし、昨年暮れ、頚肩腕障害で業務上と認定された。

東京労働安全衛生センター

退職者を含む対策も実現へ

神奈川●中皮腫認定から労組の取り組み

日本板硝子川崎工場で働いていたTさんは、2001年1月1日に、「悪性胸膜中皮腫」で亡くなられた（享年66歳）。Tさんは、同年はじめから胸や背中に強い痛みを感じながら、通院検査をしたが、なかなか原因がわからず、8月になってやっと聖マリアンナ医科大学病院で中皮腫と診断された。

主治医は開口一番、「アスベストを扱ったことはありませんか」と尋ねたと言う。Tさんは日本板硝子共闘労働組合の役員も務めた方で、工場閉鎖反対闘争の中でアスベストの危険性や、悪性胸膜中皮腫という病気についても、十分認識されていた。

つまり、自分に残された時間は限られており、ホスピスで生涯を終えることに心引かれたとも。しかし、職業病であることをはっきりさせること、会社の責任をきちんと問うことを選択され、組合に手紙を書いて、協力を求めた。自分だけではなく、同僚や後輩の早期発見のためにも、会社の謝罪と労災申請への協力を求めて、意見書の作成にまで取り組まれた。

共闘労組の要求に応じて、会社も労災申請への協力を約束。実は10月31日に、会社は問題に「誠心誠意取り組む」として、工場長がTさんに面会することになった日であった。その前日にTさんの容態が急変して入院されたため、工場長は病院で危篤状態のTさんに面会。まさに、元組合役員として、その役割を十二分に果たしたことを自ら確かめられるかのように、翌日Tさんは逝かれた。

2002年7月、川崎北労働基準監督署は、Tさんの悪性胸膜中皮腫について業務上決定した。事業場で初めての石綿関連疾患のケースとしては、比較的かなり早い認定である。それは間違いなくTさんの努力、そして工場閉鎖時に、どこにどのようにアスベストが使われていたかを正確に記録、保存していた共闘労組の成果である。

Tさんの労災認定を受けて、翌8月に共闘労組は会社に対して、①Tさんの遺族への謝罪と企業内上積み補償、②労災認定の事実関係の工場内への周知、③退職者への説明と相談窓口の設置、④退職者を含むアスベスト曝露者への健康診断の実施などの要求をした。

また、労働基準監督署に対しても、きちんと健康診断などの対策を講じてこなかった会社への指導を要請。その結果、9月には、閉鎖された工場を承継している相模原工場に対して、相模原労働基準監督署が「アスベストを取り扱う業務に常時従事させた労働者に対して健康診断を実施するように」という是正勧告を行った。

会社側は、共闘労組の要求を基本的に受け入れながらも、特定化学物質等障害予防規則（特化則）では、「石綿を常時取り扱う」労働者への健康診断しか定めていないとして、健診対象者をかなり絞りこむような回答内容となった。

たしかにTさんが働いていた工

程など、明らかにアスベストを大量に曝露した職場もある。しかし、実際には川崎工場には大量のアスベストが吹き付けられ、その剥離も進んでいた。そうした実態に応じて、対策をしなければ意味がない。共闘労組は、米海軍横須賀基地のじん肺裁判勝利判決なども活用しながら、会社との交渉や折衝を重ねた。

その結果、2003年1月末、在職者については大量に曝露した職場はもちろんのこと、希望者については全員6か月ごとの特殊健診を行なうこと、退職者についても希望者全員に対して、一度は会社が特殊健診を行なうことなどが確認された。

重要なのは、健康診断だけではない。アスベストに対するきちんとした説明がなければ、「希望者」は少なくなりかねない。そこで会社が経過報告、パンフレットを作成、配布すること、それらと退職者の名簿については、事前に共闘労組に提出することも確認された。

共闘労組は、いわゆる少数労組である。相模原工場では500名以上の労働者がいるが、共闘労組員は20余名に過ぎない。それでも当たり前の要求を貫くことで、会社は応じざるを得ない。

2002年春には、舞鶴工場（京都）の退職者が、やはり悪性胸膜中皮腫ということで、全国安全センターに相談を寄せた。その人は共闘労組の組合員ではなかったが、共闘労組の役員が現地に赴いて面会、会社などに労災申請の協力を求めて、速やかに業務上認定が実現した。会社が対策面においても労組の要求に応じざるをえない背景には、こうした活動の積み重ねがある。

おそらく他のガラス工場でも石綿被害はあるに違いない。しかし顕在化しないのは、共闘労組のような取り組みをする労働組合が職場にないからであろう。まだまだ掘り起こし、対策強化の呼びかけが必要である。

神奈川労災職業病センター

外国人労災で「当地払い」

滋賀●銀行口座が開設できない

滋賀県甲賀郡の鋳造部品製造工場で、左腕を機械に挟まれ負傷したペルー人労働者から、「休業補償を払ってもらっていない」との相談を受けた。

調べてみると、療養費は労災保険を適用していた。事業主に連絡すると、「あ、その件は、銀行口座が開けへんで手続きができませんで…。被災労働者の在留期限が過ぎており、口座を開設できずにほったらかしたということだった。口座問題がなんとかなれば労災保険手続きに協力するということなので、さっそく銀行と交渉した。

しかし、それがすんなりとはいかなかった。マネーロンダリング対策などということで、金融庁が本人確認の条件などを厳しくしたらしく、身分証明書の他に、居住の証明として、外国人登録証や公的機関による領収書などを求められ、銀行口座は開設することがかなわなかった。

そこで今度は、労働基準監督署と交渉。銀行振り込み以外の方法を考えてほしいと要請すると、担当者が「当地払い」という方法を探し出してきた。労基署窓口で、小切手で支払うという方法だ。その労基署では初めてのことということだったが、考えてみると、以前、入国管理局に収容された外国人労働者のケースで、大阪の労基署が小切手で支払いを行ったことがあった。

このペルー人労働者のケースも、この方法で解決しそうだ。金融庁によって条件が厳しくなっているということで、これまでより在留資格を有しない外国人の銀行口座開設は困難となり、「当地払い」を要求するケースがこれからは増えそうだ。

関西労働者安全センター

最近、労災保険情報センター（RIC）のウエブ（http://rousai-ric.or.jp）が「労災情報の動き」を情報提供するようになっている。

安全・健康文化促進のため
ILO●4.28 労働安全衛生国際記念日

毎年、200万人の男女が、労働災害や労働関連疾病の結果として亡くなっている。世界中で毎年、約2億7千万件の労働災害と1億6千万件の職業病が発生している。ILO（国際労働機関）では、世界の国民総生産（GDP）の4%が、労働災害・職業病で失われていると推計している。

ILOは、ケガと病気は「仕事に付き物」などということを認めたことはない。グローバリゼーションに直面するなかで、ますますふえる働く人々が安全で健康な労働条件を確実に享受できるようにするということが、新たな挑戦として求められている。それが、この国際機関が、4月28日―世界の労働組合運動が、業務上の死亡、傷害および疾病の被災者を記念することと関連づけてきた日―を、世界中の職場における安全・健康文化の促進に焦点を当てる、労働安全衛生の国際記念日として採択した理由である。

強力な安全文化が労働者、使用者および政府に等しく有益であることは、経験的に明らかである。多種多様の予防手法は、それ自身、労働現場の災害の回避とビジネス・パフォーマンスの改善の双方に有効であることを実証してきた。今日のいくつかの諸国における高度な安全基準は、有能な労働監督に裏打ちされた効果的な法令はもちろんのこと、政労使三者間の社会的対話、労働組合と使用者との間の団体交渉を促進する長期間にわたる政策の直接な結果である。

開発途上国においては、ほとんどの労働に関連した傷病は、農林水産業や鉱業、建設業などの一次産業で発生している。教育の低さと安全方策に関するトレーニングの貧弱さが、なかでもインフォーマル経済における、火災や有害化学物質曝露による高い死亡率につながっている。

※ILO労働安全衛生国際記念日のウエブサイト（http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/worldday/index.htm）、ハザーズ・マガジンのウエブサイト（http://www.hazards.org/campaigns/campaigns.htm#wmd）。

SARs―重症急性呼吸器症候群
世界●労働組合のための情報源

SARs―重症急性呼吸器症候群―は、2003年4月9日までに、世界保健機関（WHO）によれば、17か国において2,671症例、合計103名の死亡をもたらしている。

労働組合のためのニュースサービスLabourStart（http://www.labourstart.org/sars/）は、世界中の労働組合が様々なやり方でこの危機に対処していることを紹介している。健康医療関係労働組合が、組合員に対して自らを防護する方法に関する情報を提供し、航空産業の労働組合が、強い姿勢―この病気の影響を最も受けている中国などへのフライトの禁止を求めている場合もある―をとっている、などである。

LabourStartは、世界中の情報を含めた、労働組合とSARS危機に関するニュース・サービスを定期的に更新している。

※原文は、http://www.hazards.org/sars/。4月6日に、中国・北京で死亡したILO能力開発局長Pekka Aro氏（SARsの最初の欧州の犠牲者）を追悼するILOの記事、http://www.ilo.org/public/english/bureau/inf/pr/2003/16.htm。厚生労働省のウエブサイト（http://www.mhlw.go.jp/index.html）も、関連情報情報を提供中。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org　HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東　京●NPO法人 東京労働安全衛生センター　E-mail etoshc@jca.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766

東　京●三多摩労災職業病センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5　TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024

東　京●三多摩労災職業病研究会
〒185-0012国分寺市本町4-12-14三多摩医療生協会館内　TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663

神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター　E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505　TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948

新　潟●財団法人 新潟県安全衛生センター　E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
〒951-8065 新潟市東堀通2-481　TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127

静　岡●清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8　TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889

愛　知●名古屋労災職業病研究会　E-mail roushokuken@be.to
〒468-0077 名古屋市天白区八事山148ジュネス八事305号　TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420

京　都●京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階　TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145

大　版●関西労働者安全センター　E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602　TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278

兵　庫●尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●関西労災職業病研究会
〒660-0803尼崎市長洲本通1-16-17阪神医療生協長洲支部　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号　TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172

広　島●広島労働安全衛生センター　E-mail hirosima-azcenter@cronos.ocn.ne.jp
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル　TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4110

鳥　取●鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内　TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090

愛　媛●NPO法人 愛媛労働安全衛生センター　E-mail eoshc@mx81.tiki.ne.jp
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9　TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)37-1467

愛　媛●えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6　TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079

高　知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28　TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953

熊　本●熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック　TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177

大　分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-0036 大分市中央町4-2-5 労働福祉会館「ソレイユ」1階TEL(097)537-7991　/FAX(097)534-8671

宮　崎●旧松尾鉱山被害者の会　E-mail aanhebez@bronze.ocn.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14　TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404

鹿児島●鹿児島労働安全衛生センター準備会　E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5216 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F　TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701

自治体●自治体労働安全衛生研究会　E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階　TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福　島●福島県労働安全衛生センター
〒960-8103 福島市船場町1-5　TEL(0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587

山　口●山口県安全センター
〒754-0000 山口県小郡郵便局私書箱44号

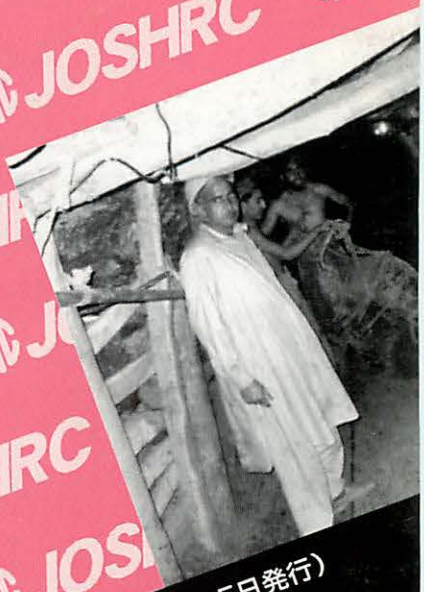

安全センター情報2003年5月号（通巻第297号） 2003年4月15日発行（毎月1回15日発行）
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/